

事業所税の手引き

横浜市

事業所税は、大都市地域等における都市環境の整備又は改善に要する費用に充てる目的で昭和50年に創設された目的税であり、東京都（特別区の存する区域）及び横浜市等の指定都市並びに人口30万人以上の市等が課税団体となっています。

この事業所税は、これらの指定都市等が提供する行政サービスとそこに所在する事務所・事業所等において行われる事業との間の受益関係に着目して課税するものです。

この税は、納税義務者が自ら税額等の計算を行い、申告期限までに申告書を提出するとともに、申告した税額を納付するものです。

この手引きは、事業所税の基本的事項を令和6年4月1日現在の税制に基づいてまとめたものです。申告等の際に参考にしてください。

【 参照条文等凡例 】

根拠法令名・参照条文等は次のとおり略号をもって示してあります。

1 法令名

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	規
地方税法及び同法施行に関する取扱通知（市町村税関係）	通知
法人税法	法法
法人税法施行令	法法令
横浜州市税条例	条
横浜州市税条例施行規則	条規

2 条文の表示

(1) 条、項、号は算用数字で示します。

(2) 項は算用数字を○で囲み、号は（ ）でくくって示します。

また、取扱通知は特に表示がない限り、市町村税関係第9章目的税の「三 事業所税に関する事項」の内容を示します。

[例] 地方税法第701条の34第3項第27号・・・法701の34③(27)

取扱通知第9章三 事業所税に関する事項 (4)(7)・・・通知(4)(7)

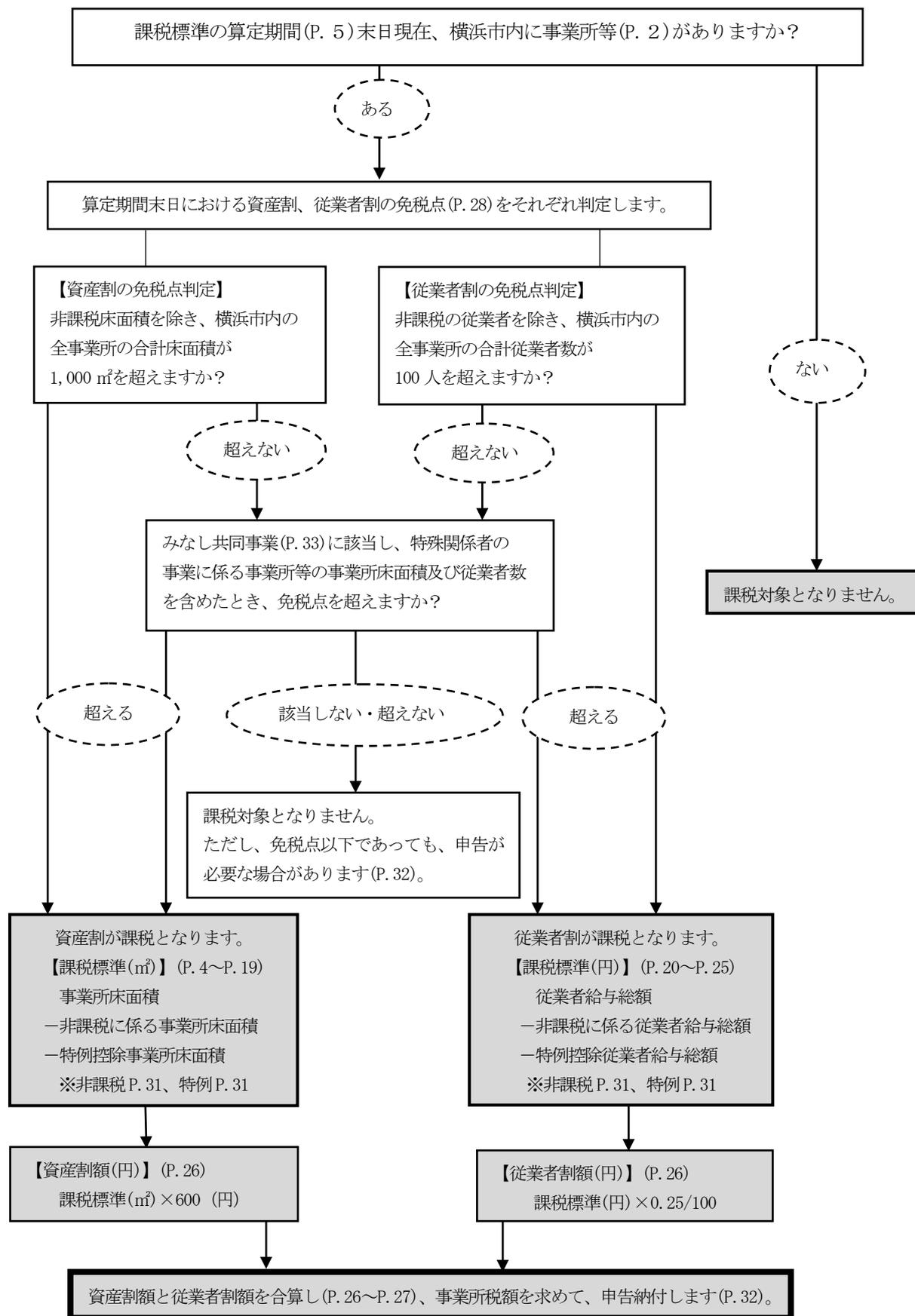
この手引きをはじめ、事業所税の申告書等の様式については、本市ホームページからダウンロードできます。申告等の際に、是非ご利用ください。

横浜市 事業所税 申告書

検索



事業所税 申告の流れ(フローチャート)



----- 【目 次】 -----

第1	事業所税の概要	1
第2	事業所税の課税要件等	2
1	課税対象	2
2	納税義務者	3
3	課税標準	4
(1)	資産割	4
(2)	従業者割	20
4	税率	26
5	税額計算	26
6	免税点	27
7	非課税	31
8	課税標準の特例	31
9	減免	32
10	申告納付等	32
第3	みなし共同事業	33
1	みなし共同事業の趣旨	33
2	特殊関係者の範囲	36
3	同族会社の判定	38
第4	事業所用家屋及びその床面積の取扱い	41
1	事業所用家屋の取扱い	41
2	床面積の取扱い	42
第5	更正・決定等	43
1	決定・期限後の申告	43
2	修正申告・更正の請求・更正	43
第6	延滞金・加算金	43
1	延滞金	43
2	加算金	44
第7	事業所等の新設・廃止に係る申告等	44
1	事業所税等の新設・廃止に係る申告	44
2	事業所等の貸し付けに係る申告	44
第8	事業所税の税務調査	45
第9	事業所税の納付場所	45
第10	事業所税の課税団体	45

第 1 事業所税の概要

詳細については、後述しますが、概要については、次のとおりです。

項 目	概 要	
課税対象	事務所・事業所において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事務所・事業所において事業を行う法人又は個人	
課税標準	資産割	事務所・事業所の用に供する事業所用家屋の延床面積
	従業者割	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
税 率	資産割	1 m ² につき 600 円
	従業者割	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免 税 点	資産割	市内合計事業所床面積（非課税部分を除く）1,000 m ² 以下※
	従業者割	市内合計従業者数（非課税に係る者を除く）100 人以下※
課税手続	申告納付 (納税者自らが課税標準と税額を計算し、申告、納付を行います。)	
申 告 先	横浜市 財政局 主税部 法人課税課 事業所税担当 〒231-8312 横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 5 階 TEL 045-671-4491	
納付期限	法 人	事業年度終了後 2 月以内
	個 人	翌年の 3 月 15 日まで

※ 免税点以下で納付義務がない場合でも、横浜市内の合計事業所床面積が 700 m²超の場合又は合計従業者数が 70 人超の場合は、申告書の提出が必要です。

※ 令和 3 年 4 月 1 日以降は、納税者負担の軽減、利便性向上の観点から、申告書等に押印の必要はありません。

第2 事業所税課税要件等

1. 課税対象

事業所税の課税対象は、市内の事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において法人又は個人の行う事業です〔法701の32①〕。

(1) 事業所等の範囲

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要性から設けられた人的設備及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいますので、事務所、店舗、工場等のほかこれらに付属する倉庫（荷物積卸場を含みます。）、材料置場又はガレージ等も含まれます〔通知第1章6(1)〕。

(2) 事業の範囲

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供等の全ての経済活動をいいますので、事業所等の区画内において行われるものにとどまらずその区画外で行われるもの、例えば、セールス活動等も含まれます。

なお、市内の事業所等において行われる事業は、事業を行う者の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事業所等として取り扱われます。

【設例1】社宅、社員寮について

(問) 社宅、社員寮は、事業所等に該当するものとして事業所税の対象となりますか。

(答) 社宅や社員寮は、人の居住の用に供するものであり、事業所等に該当しないので事業所税の対象にはなりません。

【設例2】無人倉庫の取扱い

(問) 無人倉庫は事業所等に該当しますか。

(答) 無人倉庫については、それを管理する事務所等が横浜市内にある場合には当然課税対象となりますが、倉庫を管理する事務所等が横浜市外にある場合であっても、その無人倉庫が当該管理する事務所等と一体となって事業所等の用に供されていると認められる限り、課税の対象となります。

2. 納税義務者

事業所税の納税義務者は、市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。

この場合、いわゆる貸しビル等にあつては、その所有者ではなく、その全部又は一部を借りて現実にそこで事業を行っている者（テナント）が納税義務者となります〔法 701 の 32①・通知(4)(ア)〕。

(1) 共同事業の場合〔法 10 の 2①〕

二以上の者が共同して事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。

(2) 人格のない社団等の場合〔法 701 の 32③、701 の 34②〕

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(人格のない社団等)は、法人とみなされ、収益事業を行う範囲において納税義務者となります。

(3) 事業を行う者が単なる名義人の場合〔法 701 の 33〕

事業所等において事業を行うものが単なる名義人であつて、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

(4) 清算中の法人の場合〔通知(4)(ア)〕

清算中の法人は、その清算業務を行う範囲内において納税義務者となります。

【設例 3】 委託事業の場合の納税義務者について

(問) 委託事業を行っている事業所等がありますが、事業所税についてどのように申告すべきですか。

(答) 委託事業の実施の実態により、おおむね次の 3 つの状況を把握し、総合的に勘案して委託事業に係る事業主体を認定することになります。

- (1) 当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている者
- (2) 当該事業を行っている事業所等の使用、管理等の状態を把握している者
- (3) 当該事業を行っている事業所等の管理運営の責任を負っている者

【設例 4】 倉庫に係る納税義務者について

(問) 次の場合は、だれが納税義務者になりますか。

- (1) 一棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合
- (2) 一棟の倉庫のうち、特定の数室又は一室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し専用する場合
- (3) 製品一個又は一ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

(答) (1) 及び(2)は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又はその部分を使用している者が納税義務者となります。(3)は、倉庫業者が納税義務者となります。

3. 課税標準

事業所税は、事業所床面積を課税標準として課する資産割と、従業者給与総額を課税標準として課する従業者割の2種類によって構成されています。

(注) 課税標準とは、租税を賦課する標準となるものをいい、課税対象の数量、価額、品質などがこれに該当します。税額は課税標準に税率を乗じて算出します。

資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積（事業所用家屋の延床面積（各階床面積の合計）をいいます〔法701の31①(4)、令56の16〕〔法701の40①〕。

(1) 事業所等の範囲

事業所等の範囲については、原則P.2の1.(1)のとおりですが、次の点に注意願います。

なお、以下のように、事業所等の範囲に含まれない場合、当該事業所等については、事業所税における資産割の対象となりませんが、そこに従事する従業員については、当該事業所等の他に、主たる給与を支払う事業所等が横浜市内にあるなど、一定の要件を満たす場合には、後述する従業者割（P.20）の対象となりますので、ご留意願います。

ア 事業所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものである必要がありますので、たまたま、2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事業所等の範囲から除かれます〔通知第1章6(2)〕。

イ ただし、2、3か月を超えるものであっても、建設業における現場事務所（建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打合わせのみを行うものであって、発注、受注といった新たな契約行為を行うものでないもの）で、明らかにその設置期間が半年に満たない仮設のものについては、法人住民税及び法人事業税の取扱いにおいて、事務所等に該当しないものとされています。

この場合には、事業所税においても、事業所等の範囲に含まないものとして取り扱います。

ウ 臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のものについては、事業所税においては、事業所等の範囲には含めないこととしています〔通知(3)〕。

エ 店舗建替えのために設けられた仮店舗等については、仮にその設置期間が2、3か月程度であっても事業の継続性が認められますので、事業所等に該当します。

(2) 課税標準の算定期間

ア 課税標準の算定期間とは、次の期間をいいます〔法 701 の 31①(7)(8)、通知(6)(ア)〕。

課税標準の算定期間	法人の場合	事業年度	
	個人の場合	① 原則	1月1日から12月31日まで
		② 年の途中で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日まで
		③ 年の途中で事業を開始した場合	開始の日から12月31日まで
		④ 年の途中で事業を開始し、その年の途中で事業を廃止した場合	開始の日から廃止の日まで

イ 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積

半年決算の法人や、新設法人の最初の事業年度の場合のように、課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積は、次により算定します。

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積}} = \left(\frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積}}}{12} \right) \times \boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(注) 課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします〔法 701 の 40③〕。

なお、後述する免税点の判定においては、あくまで課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積により判断します (P. 28 【設例 12】 参照)。

(3) 事業所床面積の算定上の注意点

ア 事業所床面積の計算方法

事業所床面積の計算は、各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として計算し、1㎡の100分の1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。

なお、床面積の算定は、固定資産税における固定資産税資産評価面積によるものであり、建築基準法の規定に基づいて計算したものと多少差が生じる場合がありますので注意してください。

イ 他の事業を行う者との共用部分がある場合

事業所用家屋を二以上の者が使用する場合で共同して使用する部分（以下「共用部分」といいます。）があるときは、次により計算した床面積が事業所床面積となります〔令56の16〕。

この場合、共用部分かどうかは、事業所用家屋の構造、当該部分の効用及び使用実態等により判定することになり（物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。）、貸ビルを共同で使用する部分、たとえばエントランスホール、廊下、階段、共用トイレ、エレベーター室、機械室及び電気室等がこれに該当します。

なお、貸しビル等の管理要員室、管理用品倉庫等の管理施設は、一般的には管理者の専用部分に該当し、入居者未定の空室は、入居者がある場合の専用部分と同様に取り扱います。

$$\boxed{\text{その者の事業所床面積 (資産割の課税標準)}} = \boxed{\text{その者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{その者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{共用部分に係る各専用部分の床面積の合計}}}$$

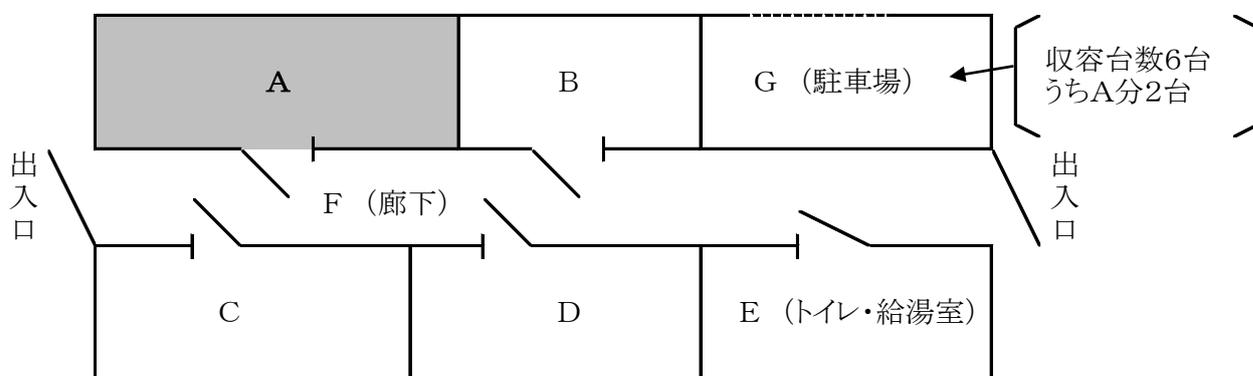
ウ 駐車場の取扱い（課税団体により取扱いが異なる場合がありますので注意してください。）

事業を行う者が自己の事業所等内に有する駐車場施設のほか、月極貸し、年貸し等の駐車場で特定の者が専用使用するものについても、その使用者の事業所床面積として算定します。

この場合、駐車場に係る共用部分（車路等）については、駐車場を専用使用する者の間で、前記イの方法に準じてそれぞれが専用している駐車場の面積の比によってあん分することになりますが、1台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、車路等の共用部分を含めた駐車場施設全体の面積を台数あん分することとして差支えありません。

なお、店舗等に付設された顧客専用駐車場や時間貸駐車場については、その店舗等・時間貸駐車場の経営者の事業所床面積として算定します。

（例） 次の図の場合におけるAの事業所床面積の計算



$$Aの事業所床面積 = A + (E + F) \times \frac{A}{A + B + C + D} + G \times \frac{2}{6}$$

※駐車場に共用部分があれば、その面積も含まれます。

エ 事業所等の拡張（縮小）があった場合

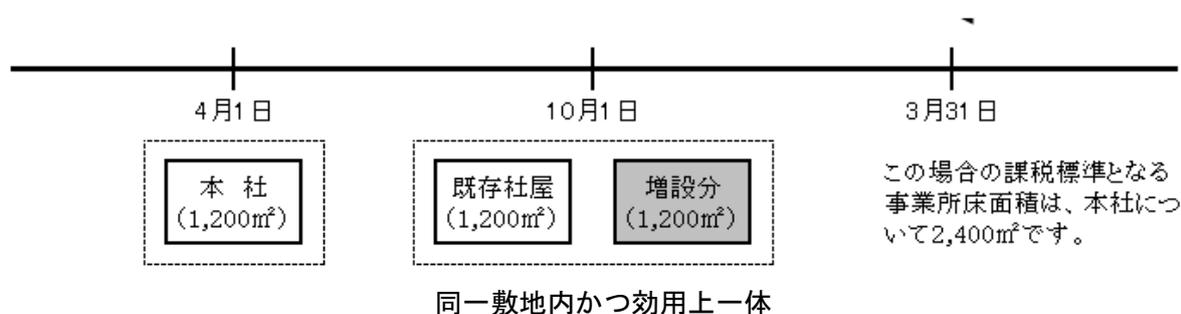
課税標準となる事業所床面積は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積（前記(2)イの適用がある場合は、その適用後のもの）となりますが、当該課税標準の算定期間の中途において、同一敷地内に新築又は増築された事業所用家屋については、当該家屋が既存の事業所用家屋と効用上一体として使用される状態にあると認められる場合には、当該家屋全体を一個の事業所用家屋として取扱います。

したがって、この場合には、既存の事業所床面積の増加として、課税標準の計算上、後記(4)の月割り計算の対象とせず、当該課税標準の算定期間の末日の現況により算定します（事業所等の一部を取り壊し（縮小）した場合も同様です。）。

なお、1棟の建物内での事業所等の拡張（例えば、貸しビルの1室を追加で賃借した場合）も同様の取扱いとなります。

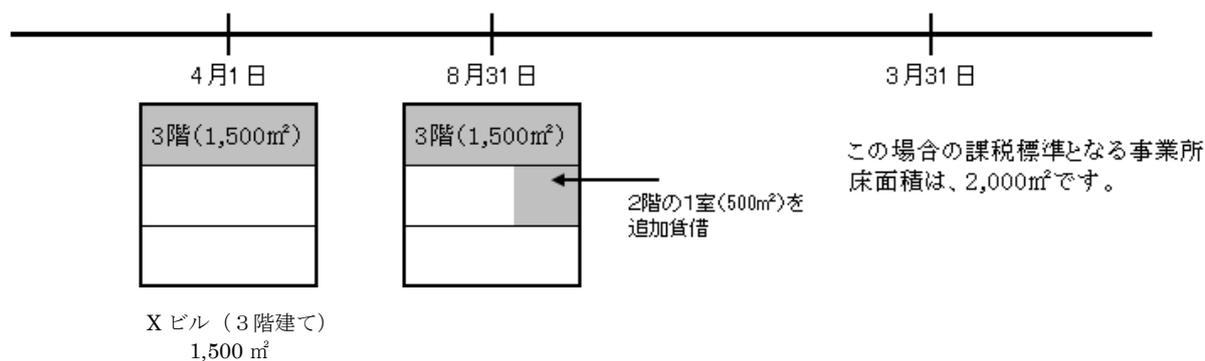
(例1) 鶴見区に本社（1,200㎡）を有するA社が、本社敷地内に、効用上一体として機能し得る状態にある別棟の事務所棟（1,200㎡）を10月1日に増設した。

事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(例2) 神奈川区のXビル（3階建て）の3階全フロア（1,500㎡）を賃借しているB社が、同一建物内の2階の1室（500㎡）を8月31日に追加で賃借した。

事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(4) 課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等の課税標準となる事業所床面積の算定は、月割り計算（前記(2)イの適用がある場合は、その適用後のもの）により算定します。

なお、事業所等の新設又は廃止とは一の事業所等の全体についての新設又は廃止の場合をいいますので、事業所等の拡張又は縮小（一の事業所等に係る事業所床面積の増加又は減少）の場合には、前記(3)エの取扱いとなります。

また、課税標準の月割り計算は、新設又は廃止のあった当該事業所等に限って適用されます。

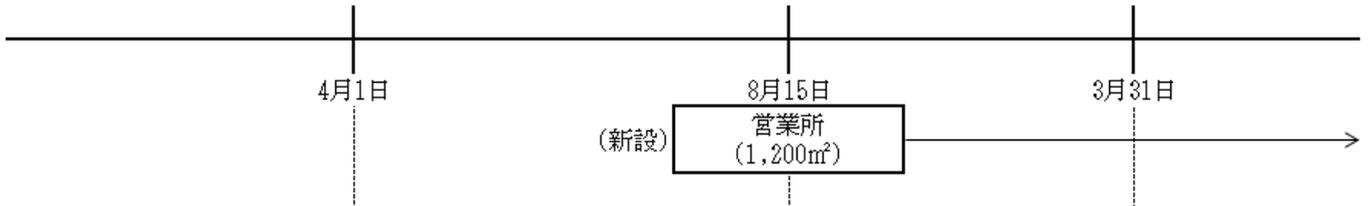
ア 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等（ウを除きます。）〔法 701 の 40②(1)〕

課税標準となる 事業所床面積	=	$\frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}{12}$	×	新設の日の属する月の翌月から課税標準 の算定期間の末日の属する月までの月数
-------------------	---	--	---	--

※ 免税点の判定（P. 27）を含め、以下の点に注意してください。

- ① 月割り計算後の事業所床面積が、1,000 m²以下となる場合でも、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が免税点を超える場合には、事業所税は課税されます（P. 10 [ア-①](#)参照。）。
- ② 事業所等の開設が月の初日（1日）である場合であっても、月割り計算の分子に当たる月数は、開設の日の属する月の翌月から数えます〔法 701 の 40②(1)〕（P. 10 [ア-②](#)（「営業所」の計算例）参照。）。
- ただし、事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日（例：事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合の4月1日）である場合には、当該事業所等について、算定期間を通じて使用された事業所等と解し、月割りの対象とはしません（P. 10 [ア-②](#)（「本社」の計算例）参照。）。
- ③ 課税標準の算定期間の最終月（3月決算の場合における3月中の設立）に事業所等を新設した場合は、翌月から数えますので、月割り計算上の月数は0月となり、資産割の課税標準は0 m²となります（P. 11 [ア-③](#)参照。）。ただし、課税標準の算定期間の末日において、従業者数が免税点（100人）を超えている場合には、従業者割については課税対象となります。
- ④ 事業年度が月の初日以外から開始する法人において、課税標準の算定期間の中で事業所等を新設した場合は、事業年度開始日から翌月の事業年度開始日に応答する日の前日に満了する期間を一単位とした月として月割り計算の月数を数えます（P. 11 [ア-④](#)参照。）。

ア-① 東京に本社を有するC社が、西区に営業所（1,200㎡）を8月15日に新設した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 $1,200\text{㎡} > 1,000\text{㎡} \Rightarrow$ **課税対象**

(課税標準)

この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

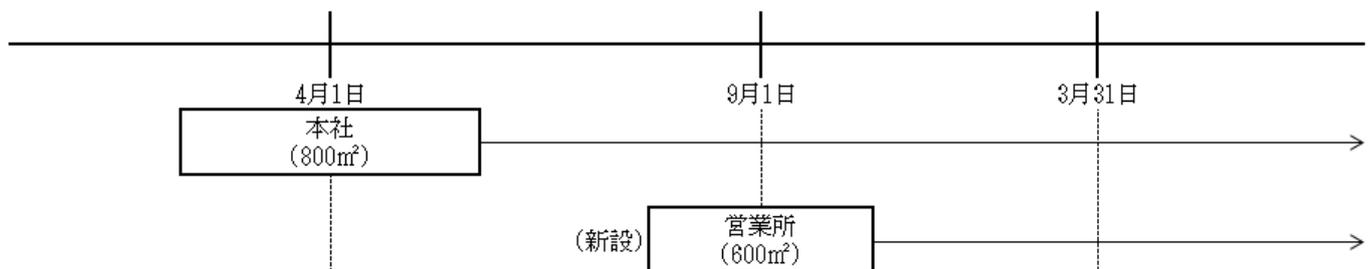
$$\text{営業所} \cdots \left(\frac{1,200\text{㎡}}{12\text{月}} \right) \times 7\text{月}(9\text{月} \sim 3\text{月}) = 700.00\text{㎡}$$

$$\text{課税標準} \cdots 700.00\text{㎡}$$

新設日の属する月の翌月から課税標準の算定期間末日の属する月までの月数

月割り計算後の事業所床面積は、 $1,000\text{㎡}$ 以下となるが、免税点判定は、あくまで算定期間末日の現況により判断することとなる。

ア-② 東京に本社があったD社が、4月1日に中区に本社（800㎡）を移転するとともに、9月1日に南区に営業所（600㎡）を新設した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

(本社)(営業所)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 $800\text{㎡} + 600\text{㎡} = 1,400\text{㎡} > 1,000\text{㎡} \Rightarrow$ **課税対象**

(課税標準)

この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

$$\text{本社} \cdots 800\text{㎡}$$

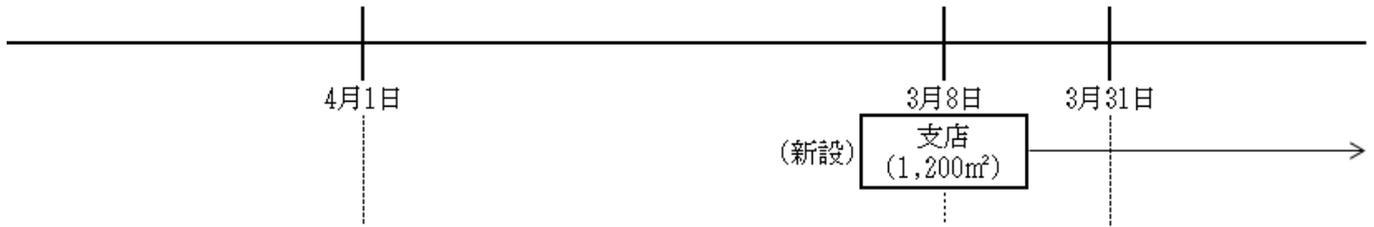
$$\text{営業所} \cdots \left(\frac{600\text{㎡}}{12\text{月}} \right) \times 6\text{月}(10\text{月} \sim 3\text{月}) = 300.00\text{㎡}$$

$$\text{課税標準} \cdots 800\text{㎡} + 300\text{㎡} = 1,100\text{㎡}$$

課税標準の算定期間初日(4月1日)に新設された場合には、算定期間の中で中途に新設された事業所等に該当しないため、月割計算は行わない。

事業所等の新設が月の初日(1日)の場合でも、新設日の属する月の翌月から課税標準の算定期間末日の属する月までの月数とする。

ア-③ 東京に本社を有するE社が、3月8日に港南区に支店（1,200㎡）を新設した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 1,200㎡ > 1,000㎡ ⇒ **課税対象**

(課税標準)

この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

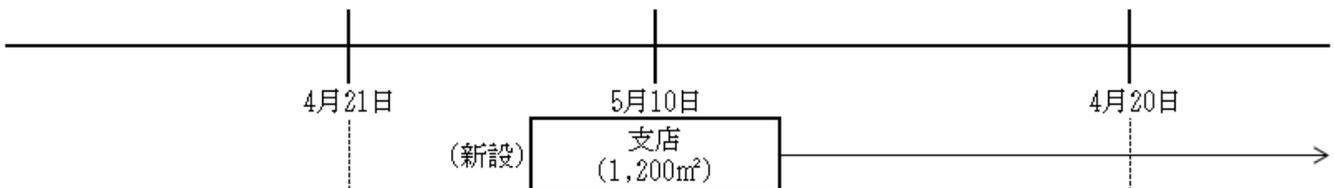
$$\text{支店} \cdots \left(\frac{1,200\text{㎡}}{12\text{月}} \right) \times 0\text{月} = 0\text{㎡}$$

← 課税標準の算定期間最終月に事業所等を新設した場合、月割り計算上の月数は0月となる。

課税標準・・・0㎡

(※)本例において、資産割については、課税標準は0㎡となり、課税されないが、課税標準の算定期間の末日時点で、従業者数が免税点(100人)を超えている場合には、従業者割のみ課税されることとなる。

ア-④ 東京に本社を有するF社が、5月10日に保土ヶ谷区に支店（1,200㎡）を新設した。事業年度は4月21日から翌年4月20日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 1,200㎡ > 1,000㎡ ⇒ **課税対象**

(課税標準)

この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

$$\text{支店} \cdots \left(\frac{1,200\text{㎡}}{12\text{月}} \right) \times 11\text{月} = 1,100.00\text{㎡}$$

← 新設日の属する月(第1月)の翌月(第2月)から課税標準の算定期間末日の属する月(第12月)までの月数。

課税標準・・・1,100.00㎡

【F社支店の月割り計算の月数の区分】

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
4/21～	5/21～	6/21～	7/21～	8/21～	9/21～	10/21～	11/21～	12/21～	1/21～	2/21～	3/21～
5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20	11/20	12/20	1/20	2/20	3/20	4/20

← 算定期間 (第2月～第12月) →

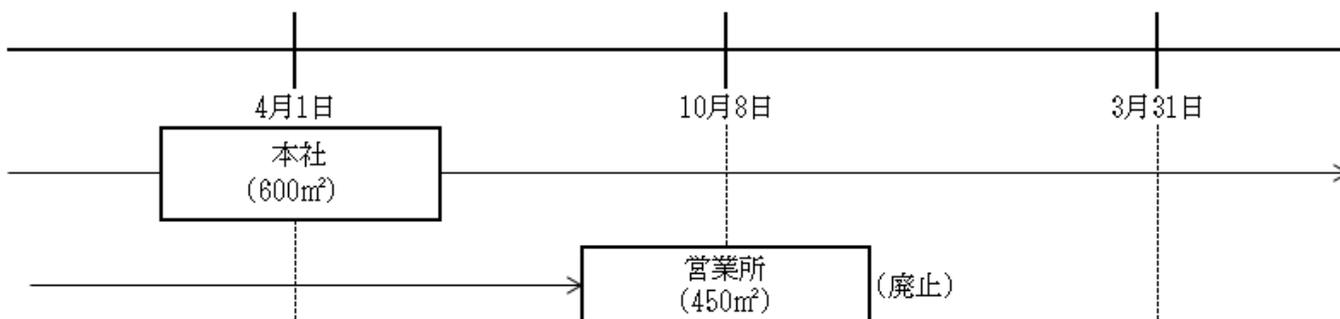
イ 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等（ウを除きます。）〔法 701 の 40②(2)〕

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \left(\frac{\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}}}{\boxed{12}} \right) \times \boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}$$

※ 免税点の判定 (P. 27) を含め、以下の点に注意してください。

- ① 課税標準の算定期間の末日において、当該期間の中で廃止された事業所等以外の市内の他の事業所等が免税点以下である場合（廃止された事業所等以外に横浜市内に他の事業所等がない場合等）は、課税されません（下記イ-①、P. 28【設例 11】問(2)参照。）。
- ② 課税標準の算定期間の末日において、当該期間の中で廃止された事業所等以外の市内に所在する他の事業所等が免税点を超える場合は、廃止された事業所等についても、月割り計算の上、課税標準に算入します（P. 13 イ-②参照。）。
- ③ 課税標準の算定期間の末日（例：事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合の3月31日）に事業所等を廃止した場合は、当該事業所等は、算定期間を通じて使用された事業所等となります。この場合、免税点の判定は当該事業所等の分を含めて行います（P. 13 イ-③参照。）。
- ④ 事業年度が月の初日以外から開始する法人において、課税標準の算定期間の中で事業所等を廃止した場合は、事業年度開始日から翌月の事業年度開始日に応答する日の前日に満了する期間を一単位とした月として月割り計算の月数を数えます（P. 14 イ-④参照。）。

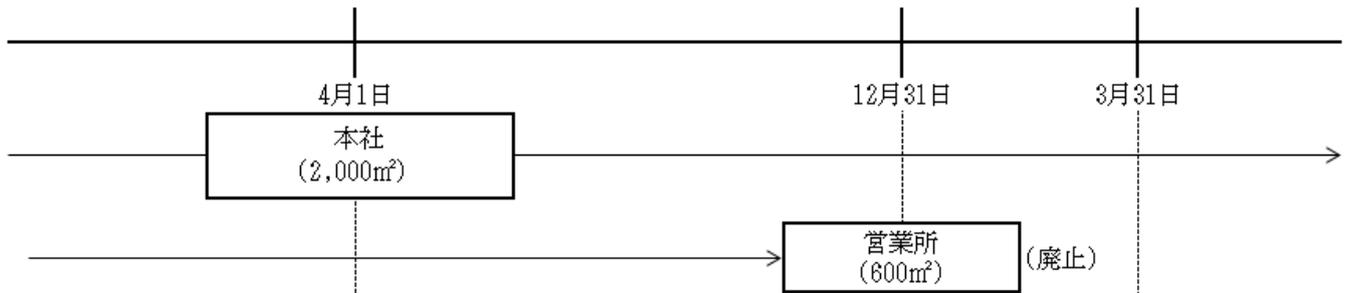
イ-① 磯子区に本社（600㎡）を有するG社が、10月8日に金沢区にある支店（450㎡）を廃止した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 600㎡(本社のみ) < 1,000㎡ ⇒ 申告義務なし

イ-② 港北区に本社（2,000㎡）を有するH社が、12月31日に緑区にある支店（600㎡）を廃止した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積2,000㎡(本社のみ) > 1,000㎡ ⇒ **課税対象**

(課税標準)

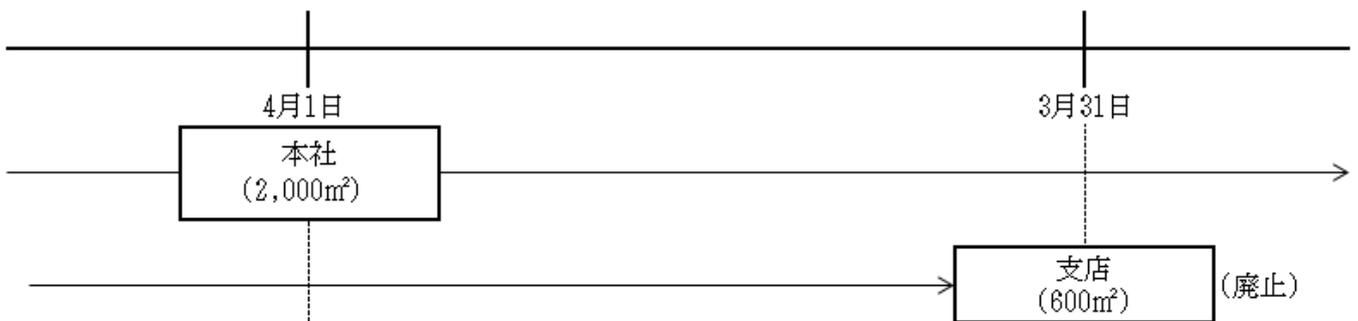
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000㎡

営業所・・・ $\left(\frac{600\text{㎡}}{12\text{月}}\right) \times 9\text{月}(4\text{月}\sim 12\text{月}) = 450.00\text{㎡}$ ← 課税標準の算定期間の開始日の属する月から廃止日の属する月までの月数

課税標準・・・2,000㎡ + 450㎡ = 2,450㎡

イ-③ 青葉区に本社（2,000㎡）を有するI社が、3月31日に都筑区にある支店（600㎡）を廃止した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

(本社) (営業所)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積2,000㎡ + 600㎡ = 2,600㎡ > 1,000㎡ ⇒ **課税対象**

(課税標準)

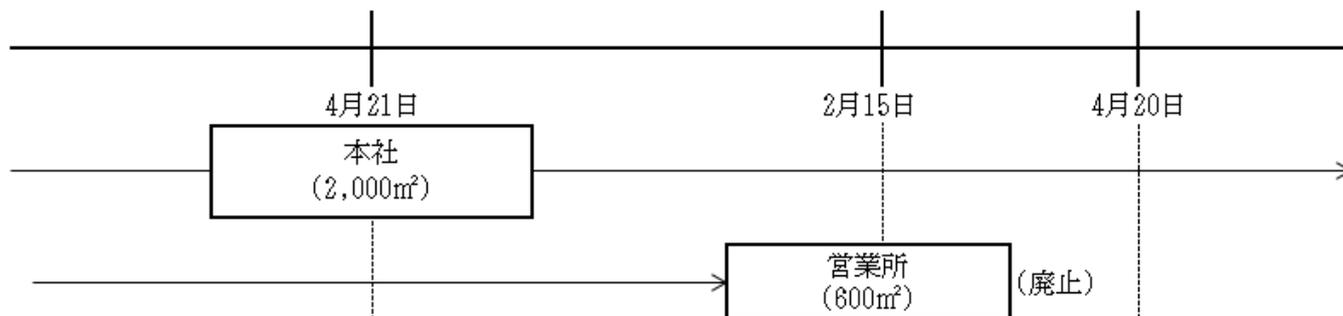
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000㎡

営業所・・・600㎡ ← 課税標準の算定期間末日(3月31日)に廃止した場合、算定期間を通じて使用されたとみなし、月割計算を行わない。

課税標準・・・2,000㎡ + 600㎡ = 2,600㎡

イ-④ 泉区に本社 (2,000 m²) を有する J 社が、2月15日に栄区にある支店 (600 m²) を廃止した。事業年度は4月21日から翌年4月20日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積2,000m²(本社のみ) > 1,000m² ⇒ **課税対象**

(課税標準)

この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000m²

$$\text{営業所} \cdots \left(\frac{600\text{m}^2}{12\text{月}} \right) \times 10\text{月} = 500.00\text{m}^2$$

← 課税標準の算定期間の開始日の属する月(第1月)から廃止日の属する月(第10月)までの月数

課税標準・・・2,000m² + 500m² = 2,500m²

【 J 社支店の月割り計算の月数の区分】

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
4/21～ 5/20	5/21～ 6/20	6/21～ 7/20	7/21～ 8/20	8/21～ 9/20	9/21～ 10/20	10/21～ 11/20	11/21～ 12/20	12/21～ 1/20	1/21～ 2/20	2/21～ 3/20	3/21～ 4/20

← 算定期間 (第1月～第10月) →

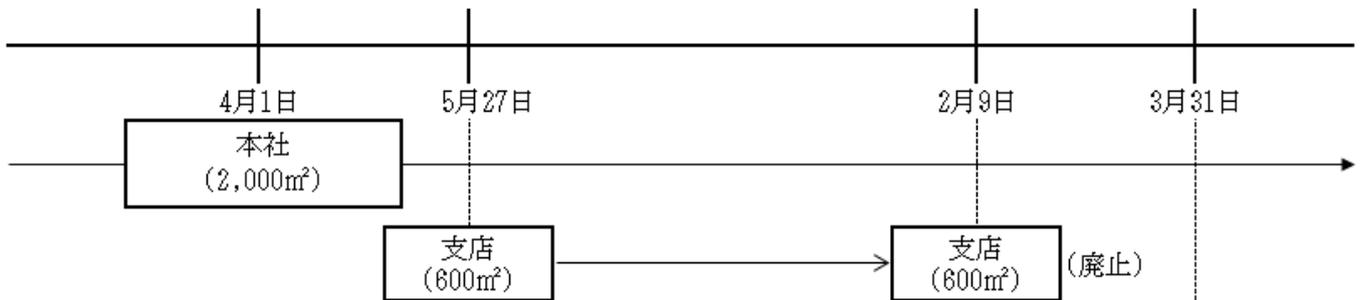
ウ 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等〔法 701 の 40②(3)〕

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \left(\frac{\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}}}{\boxed{12}} \right) \times \boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}$$

※ 免税点の判定 (P. 27) を含め、以下の点に注意してください。

- ① 課税標準の算定期間の末日において、市内の他の事業所等が免税点以下である場合（例えば、廃止された事業所等以外に横浜市内に他の事業所等がなかった場合）は、課税されません (P. 12 [イ-①](#)、P. 28 **【設例 11】** 問(2)参照)。
- ② 課税標準の算定期間の末日において、市内に所在する他の事業所等が免税点を超える場合は、廃止された事業所等についても、月割り計算の上、課税標準に算入します (P. 13 [イ-②](#)、P. 16 [ウ-①](#)参照)。
- ③ 事業所等の開設が月の初日(1日)である場合であっても、月割り計算の分子に当たる月数は、開設の日の属する月の翌月から数えます〔法 701 の 40②(1)〕 (P. 10 [ア-②](#) (「営業所」の計算例)、P. 16 [ウ-②](#) (「新本社」の計算例) を参照)。
ただし、事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日 (例：事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合の 4 月 1 日) である場合には、翌月ではなく当該月から計算します (P. 10 [ア-②](#) (「本社」の計算例)、P. 17 [ウ-③](#)参照)。
- ④ 課税標準の算定期間の末日 (例：事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合の 3 月 31 日) に事業所等を廃止した場合は、免税点の判定は当該事業所等の分を含めて行います (P. 13 [イ-③](#) (「支店」の計算例)、P. 17 [ウ-③](#)参照)。
- ⑤ 事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日 (例：事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合の 4 月 1 日) かつ、事業所等の廃止が課税標準の算定期間の末日 (例：事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合の 3 月 31 日) である場合には、当該事業所等について、算定期間を通じて使用された事業所等と解し、月割りの対象とはしません (P. 17 [ウ-③](#)参照)。
- ⑥ 事業年度が月の初日以外から開始する法人において、課税標準の算定期間の中に事業所等を開設し、当該課税標準の算定期間の中に当該事業所等を廃止した場合は、事業年度開始日から翌月の事業年度開始日に応答する日の前日に満了する期間を一単位とした月として月割り計算の月数を数えます (P. 17 [ウ-④](#)参照)。

ウ-① 戸塚区に本社 (2,000 m²) を有するK社が、5月27日に瀬谷区に支店 (600 m²) を開設したが、翌年2月9日に廃止した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 2,000m²(本社のみ) > 1,000m² ⇒ **課税対象**

(課税標準)

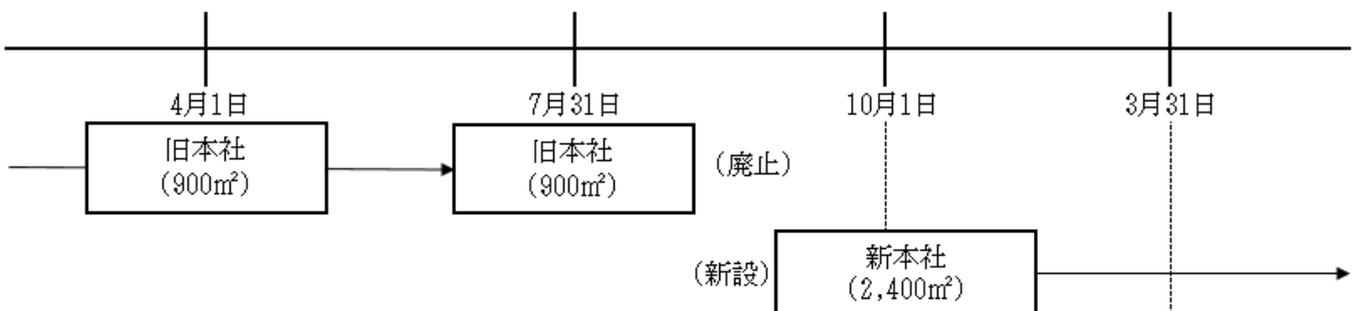
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000m²

支店・・・ $\left(\frac{600\text{m}^2}{12\text{月}}\right) \times 9\text{月}(6\text{月}\sim 2\text{月}) = 450.00\text{m}^2$ ← 新設日の属する月の翌月から廃止日の属する月までの月数

課税標準・・・2,000m² + 450m² = 2,450m²

ウ-② 鶴見区に本社 (900 m²) のあったL社が、10月1日に神奈川区の新社屋 (2,400 m²) を新設し移転した。移転に先立ち、鶴見区の旧社屋は7月31日に撤退している。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 2,400m²(新本社のみ) > 1,000m² ⇒ **課税対象**

(課税標準)

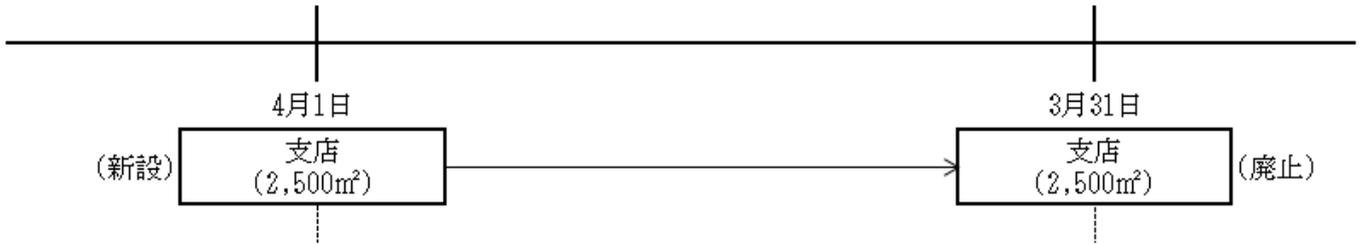
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

旧本社・・・ $\left(\frac{900\text{m}^2}{12\text{月}}\right) \times 4\text{月}(4\text{月}\sim 7\text{月}) = 300.00\text{m}^2$ ← 課税標準の算定期間の開始日の属する月から廃止日の属する月までの月数

新本社・・・ $\left(\frac{2,400\text{m}^2}{12\text{月}}\right) \times 5\text{月}(11\text{月}\sim 3\text{月}) = 1,000.00\text{m}^2$ ← 新設日の属する月の翌月から課税標準の算定期間末日の属する月までの月数

課税標準・・・300m² + 1,000m² = 1,300m²

ウ-③ 東京に本社のあるM社が、4月1日に西区に支店(2,500㎡)を新設したが、翌年3月31日に閉鎖し、川崎市に移転した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 $2,500\text{㎡} > 1,000\text{㎡} \Rightarrow$ **課税対象**

(課税標準)

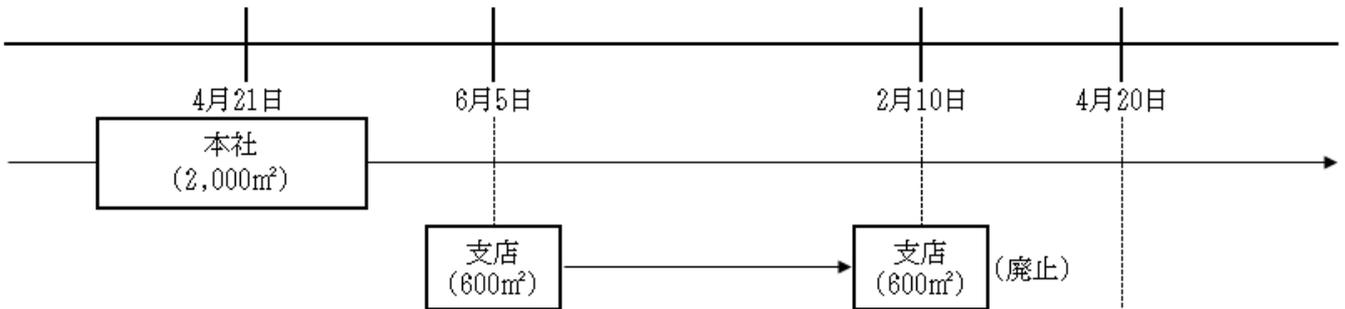
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

支店・・・2,500㎡ ←

事業所等の新設が課税標準の算定期間初日(4月1日)であり、かつ、廃止が課税標準の算定期間末日(3月31日)である場合には、算定期間を通じて使用された事業所等とみなし、月割り計算は行わない

課税標準・・・2,500㎡

ウ-④ 中区に本社(2,000㎡)を有するN社が、6月5日に旭区に支店(600㎡)を開設したが、翌年2月10日に廃止した。事業年度は4月21日から翌年4月20日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 $2,000\text{㎡}$ (本社のみ) $> 1,000\text{㎡} \Rightarrow$ **課税対象**

(課税標準)

この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000㎡

支店・・・ $\left[\frac{600\text{㎡}}{12\text{月}} \right] \times 8\text{月} = 400.00\text{㎡}$ ←

新設日の属する月(第2月)の翌月(第3月)から廃止日の属する月(第10月)までの月数

課税標準・・・ $2,000\text{㎡} + 400\text{㎡} = 2,400\text{㎡}$

【N社支店の月割り計算の月数の区分】

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
4/21~ 5/20	5/21~ 6/20	6/21~ 7/20	7/21~ 8/20	8/21~ 9/20	9/21~ 10/20	10/21~ 11/20	11/21~ 12/20	12/21~ 1/20	1/21~ 2/20	2/21~ 3/20	3/21~ 4/20

← 算定期間 (第3月～第10月) →

(5) 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合の資産割の取扱い

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を非課税用途から課税用途に、又は課税用途から非課税用途に変更した場合は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の用途により、課税対象か非課税対象かの判定をします〔法 701 の 34⑥〕。

したがって、これらの場合は、事業所用家屋に係る床面積の全部がその用途に応じて課税又は非課税対象となり、月割り計算は行いません。

なお、課税標準の算定期間中において、そのほとんどが非課税用途に供され、課税標準の算定期間の末日現在においては課税用途に供されている一定のものについては、その税額の一部を減免します〔条規 21 の 8 の 3⑧〕。

(注) 従業者割の取扱いについては、P. 22 を参照してください。

(6) 事業所等が他の市域にわたって所在する場合の事業所床面積

事業所等が他の市域にわたって所在する場合は、その事業所のうち横浜市内に所在する部分の事業所床面積が対象となります〔令 56 の 50〕。

(7) 共同事業における事業所床面積

共同事業における各共同事業者の事業所床面積は、共同事業に係る損益分配の割合で計算したものを単独で行うものとして次のとおり計算します〔令 56 の 51①〕。

この場合、共同事業者の課税標準となる事業所床面積に係る事業所税については、他の共同事業者が連帯納税義務を負います〔法 10 の 2①〕。

なお、民法第 667 条に規定する組合、有限責任事業組合契約に関する法律第 2 条に規定する有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership : LLP) については、当該組合を構成する法人又は個人が行う事業として、当該法人又は個人が納税義務者となります。その場合は、上記共同事業と同様に計算してください〔通知 (4) (イ)〕。

課税標準となる 事業所床面積	=	共同事業に係 る事業所等の 事業所床面積	×	損益分配の割合 (損益分配の割合が定められていない場合は出資の 価額に応ずる割合)
-------------------	---	----------------------------	---	---

【設例 5】 家屋に該当しない事業所等の取扱い

(問) 法人市民税の申告の対象となる事業所等で、固定資産税において家屋と認められないものについて、事業所税は課税されますか。

(答) 事業所税の課税対象は、事業所等において法人又は個人の行う事業であり、設例の施設が事業所等であり、事業が行われている限り課税対象は存在します。

しかし、資産割の課税標準は事業所床面積となりますが、設例のような家屋に該当しない事業所等においては事業所床面積が存在せず、課税標準がないこととなるため、資産割については課税されず、従業者割のみの課税が行われるものです。

【設例 6】 休止中の施設

(問) 工場等の一部の機械等について操業を停止していますが、この部分は資産割の課税標準に含まれますか。

(答) 事業所税における事業とは、それ自体が長期間継続して行われることを前提としており、部分的又は一時的な休止については、原則として考慮しないものです。

しかしながら、月割り課税制度の適用との均衡上から、事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前6月以上継続して休止していたと認められる部分については課税標準に含めないものとして取扱われます。

この場合、休止部分は明確に区画されている必要があり、現に操業は行っていない場合でも業務の用に供するための維持補修が行われ、いつでも操業ができる状態にある遊休施設、倉庫代わりに使用されている部屋等は休止施設に該当しません。

なお、免税点の判定は、この休止部分を含めて判定しますので注意してください。

【設例 7】 事業年度の途中で事業所等の一部を拡張した場合

(問) 事業年度の途中で、事業所内に更に一棟事業所用家屋を増設しましたが、この増設家屋については月割りして課税されますか。

(答) 一つの事業所内における事業所床面積の拡張、縮小等は単なる床面積の異動ですから月割り課税は行わないこととなります。したがって、事業年度の末日近くになって事業所床面積が急増したような場合も当該急増後の事業所床面積で課税されることとなります。

月割り計算は、支店、営業所等そこで一単位の事業が行われると認められるようなものの新設、廃止があった場合に行われることとなります。

【設例 8】 事業年度の途中で事業所が移転した場合

(問) 事業年度の途中で、事業所等が移転した場合の資産割の課税標準は、どのように取り扱いますか。

(答) 資産割の課税標準は、原則として課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積によりませんが、算定期間の途中で事業所等が新設又は廃止された場合は、それぞれ月割り計算 (P. 9～P. 17 参照。) します。

事例の場合は、前の事業所が廃止され、新しい事業所等が新設されたものとして、それぞれ月割り計算します。

従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間（資産割の場合と同じです。P. 5を参照してください。）中に支払われた又は支払うべき従業者給与総額です。

(1) 従業者給与総額

従業者給与総額とは、市内の事業所等に勤務する従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性格を有する給与（以下「給与等」といい、所得税法第28条第1項に規定する「給与等」に準じます。）の総額をいいます。

この場合、従業者のうちに事業専従者がいる場合は、その者に係る事業専従者控除額を従業者給与総額に含めます。

また、給与等の支払われる時の現況において年齢55歳以上65歳未満の者で雇用改善助成対象者がいる場合は、その者に係る給与等の額の2分の1を従業者給与総額から除きます〔法701の31①(5)、②、通知(6)(イ)〕。

ア 従業者の範囲

従業者とは、雇用契約等により給与等の支払いを受ける者（アルバイト、パートタイマー等を含みます。）をいい、役員も含まれます〔法701の31①(5)〕。

なお、給与等の支払われる時の現況において障害者（住民税の本人障害者控除の対象となる方及び障害者職業センターの判定により知的障害者とされた方をいいます。）及び年齢65歳以上の者（役員は除きます。）に該当する者は除かれます。

イ 「これらの性格を有する給与」の範囲

これらの性格を有する給与とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、現物給与等をいいます。

なお、退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる一定金額以下の通勤手当等及び保険外交員等の事業所得は除かれます。

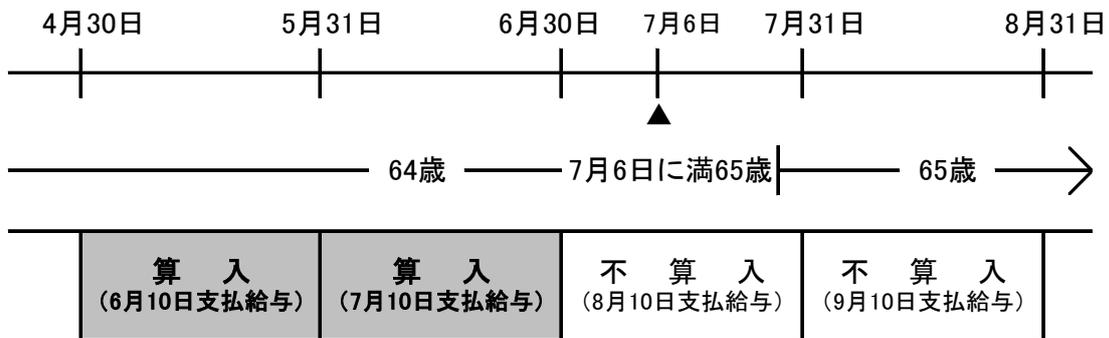
ウ 雇用改善助成対象者の範囲

雇用改善助成対象者とは、給与等の支払われる時の現況において年齢55歳以上65歳未満の者で、次の表のいずれかに該当する者のうち一定のものをいいます〔令56の17の2、規24の2〕。

	雇用改善助成対象者の範囲	根拠規定
1	高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者	雇用保険法第62条第1項第3号又は第5号 雇用対策法施行令第2条第2号
2	作業環境に適応させるための訓練を受けた者	雇用保険法第63条第1項第3号 雇用対策法第18条第5号
3	雇用奨励金の支給に係る者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第10条第3号

(注) 新たに年齢 65 歳以上の者、障害者又は雇用改善助成対象者に該当することとなった者
 (従業者の給与の計算の基礎となる期間(月給、週給等の期間)の末日の現況により判定)
 に係る給与等は、次の例によって計算してください〔法 701 の 31②〕。

(例) 毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月 10 日である場合



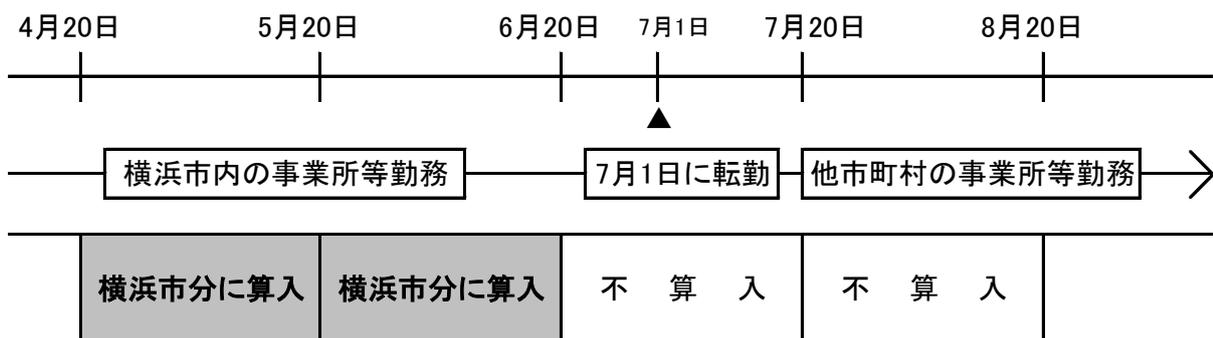
※ 免税点の判定に際し、従業者が年齢 65 歳以上の者に該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の年齢で行います。

(2) 転勤者の取扱い

課税標準の算定期間の中で他市町村へ転勤した者等の給与等は、その者に係る給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の従業者給与総額に含まれます。

したがって、給与等の計算期間の末日において本市内の事業所等に勤務し、支給日に他市町村の事業所等に勤務している者のその月に係る給与等は、本市内の事業所等の従業者給与総額に含まれます。

(例) 毎月 20 日が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月の 5 日の場合



※ 賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に算入します。

(3) 課税標準の算定期間の中途において用途変更があった施設に勤務する従業員の取扱い
 課税標準の算定期間の中途において勤務すべき施設が課税施設から非課税施設に用途変更されたり、非課税施設から課税施設に用途変更された場合には、課税施設に係る期間に支払われた給与等が従業員給与総額に含まれます。(課税標準の特例施設も準じて取扱います。)

(4) 非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設とに併せ従事する従業員の取扱い〔令 56 の 49、令 56 の 67〕

非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設とに併せ従事する従業員の給与等の額については、それぞれの事業に従事した分量（勤務時間）によりあん分します。

この場合、非課税又は課税標準の特例施設に係る従業員給与総額（課税標準の特例にあつては、特例割合を乗じる前の額）は次により計算します。

ア 分量が明らかな場合

$$\boxed{\text{非課税又は課税標準の特例施設に係る従業員給与総額}} = \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額}} \times \frac{\boxed{\text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業に従事した分量}}}{\boxed{\text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業とその他の事業とに従事した分量の合計量}}}$$

イ 分量が明らかでない場合

$$\boxed{\text{非課税又は課税標準の特例施設に係る従業員給与総額}} = \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額}} \times \frac{\boxed{1}}{\boxed{2}}$$

(5) 事業所等が他の市域にわたって所在する場合
 事業所等が他の市域にわたって所在する場合は、次により計算します〔令 56 の 50①〕。

$$\boxed{\text{横浜市分の従業員給与総額}} = \boxed{\text{当該事業所等に係る従業員給与総額}} \times \frac{\boxed{\text{横浜市域内に所在する事業所床面積}}}{\boxed{\text{当該事業所等の全体の事業所床面積}}}$$

(6) 共同事業の取扱い

共同事業における課税標準となる従業員給与総額の算定方法は、資産割の場合と同様に次により計算します。

$$\boxed{\text{課税標準となる従業員給与総額}} = \boxed{\text{共同事業に係る事業所等の従業員給与総額}} \times \boxed{\text{損益分配の割合 (損益分配の割合が定められていない場合は出資の価額に応ずる割合)}}$$

【設例 9】 従業者給与総額の算定と発生主義について

(問) 従業者給与総額の算定にあたっては、発生主義によって算定しますか、それとも現金主義によって算定しますか。

(答) 従業者給与総額の算定にあたっては、会計処理上のいわゆる発生主義により算定します。したがって、現実に従業者に現金が支払われていなくとも、会計上未払経理されているものは従業者給与総額に算入します。ただし、給与債権が確定していないため引当金として経理されている期末賞与等の引当金額については、発生主義でも未払金として経理されないため、従業者給与総額に含まれません。

【設例 10】 長期間出張職員の給与の取扱いについて

(問) 従業者給与総額の算定について、外国又は課税区域外（横浜市外）に長期間出張し、又は派遣されている職員の給与等の取扱いはどうなりますか。

(答) 外国又は課税区域外（横浜市外）に長期間出張し、又は派遣されている職員の給与等については、課税標準である従業者給与総額に算入しませんが、短期間の出張の場合は、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き出張元（派遣元）の従業者給与総額に算入します。この場合、次の点に注意してください。（P. 24 及び P. 25 の表を参照してください。）。

(1) 「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

(2) 出張であるのか派遣であるのかについては、名称にとらわれることなく、身分関係、職務関係等を総合的に勘案して区分するものですが、一般的には次のとおりです。

出張・・・・・・・・ 企業の従業者が出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

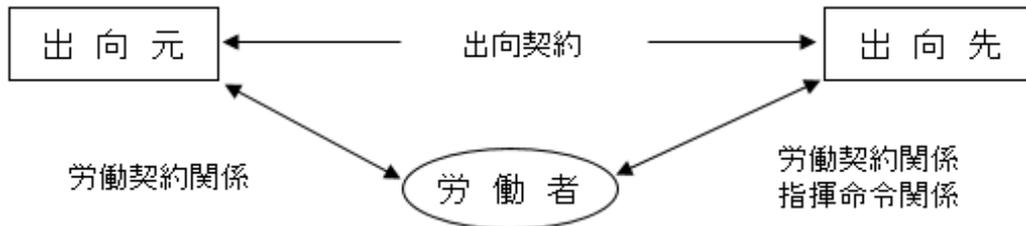
派遣・・・・・・・・ 派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

なお、事実上の勤務先である企業との間に労働契約関係が存在する場合には、出向として取り扱います。

■ 従業者に係る出向、出張、派遣等相関図（一例）

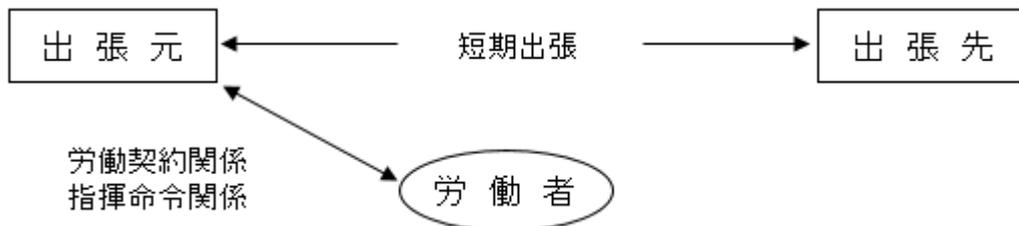
①出向

従業者給与総額への算入に関しては、実質的な負担（従業者に対する給与払に係る負担）が出向元にあるのか出向先にあるのかによる。



②短期間の出張

短期間の出張に係る給与については、課税区域外（外国、他都市）に出張している場合であっても、出張元の従業者給与総額に算入する。



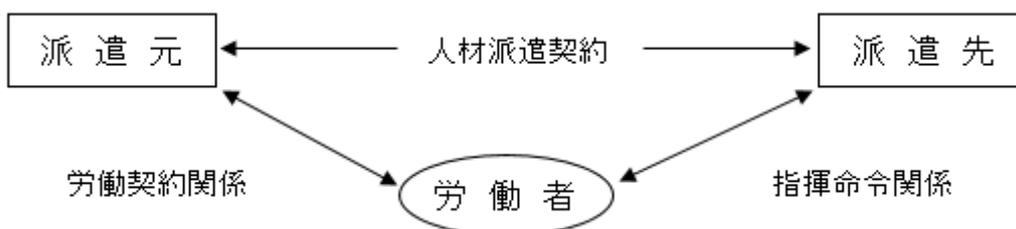
③派遣（長期間の出張）

長期間（1年超）、課税区域外（外国、他都市）に派遣（出張）している従業者については、当該事業所等と本市との受益関係に直接関与しているものでないため、派遣元の従業者給与総額に算入しない。



④派遣法に基づく派遣社員

派遣元労働者と派遣先との関係は単に指揮命令系統があるだけであり、派遣労働者に係る給与は派遣元の給与総額に算入される。



別表 従業者割における従業者の取扱い

従業者		課税標準(注1)	免税点の判定	備考
65歳以上の者(役員を除く)		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています。
障害者(役員を除く。)		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	
役員	役員・使用人兼務役員(65歳以上の者を含む。)	従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	役員給与は従業者給与総額に含めます。 また、使用人兼務役員は役員として取り扱い、65歳以上の場合でも、使用人として支払われた給与等は従業者給与総額に算入します。
	非常勤の役員	従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	それぞれの会社の従業者に含める。	
	無給の役員	—	従業者に含めない。	
雇用改善助成対象者		給与等の額の2分の1を従業者給与総額から控除する。	従業者に含める。	これらの者は、いずれも従業者の範囲に含まれますが、従業者給与総額の算定に注意してください。
事業専従者		事業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	
臨時の従業者		従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	これらの者も基本的には従業者の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください。
短時間勤務のパートタイマー(注2)		従業者給与総額に含める。	従業者に含めない。	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者給与総額に含める。	出向元の従業者に含める。	出向・転籍に係る社員の取扱いについては、法人税の損金算入の取扱いに準じてください。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を払う。	出向先の従業者給与総額に含める。	出向先の従業者に含める。	
	出向元と出向先が一部負担	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める。	
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張(注3)		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	
派遣法に基づく派遣社員(注4)		派遣元の従業者給与総額に含める。	派遣元の従業者に含める。	課税区域外(横浜市外)への派遣は含めません。
休職中の従業員		従業者給与総額に含める。	給与等の支払いを受けなかった場合を除き従業者に含める。	
中途退職者		退職等までの給与等は従業者給与総額に含める。	従業者に含めない。	
保険の外交員で事業所得のみの者		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	給与等の支給を受ける者に該当しません。
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者		所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	
常時船舶の乗組員		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	事業所等に該当しません。
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者		主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含める。	主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める。	
専ら非課税施設に勤務する従業者		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。
課税施設と非課税施設の兼務従業者		課税施設に従事していた分に係る給与は、従業者給与総額に含める。	課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業者に含める。	

(注1) 退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

(注2) アルバイト、パートタイマー等に対して支払われる給与等は、いずれも従業者給与総額に算入されますが、免税点の判定の場合には、短時間勤務のパートタイマーを従業者の範囲から除外することとしています(P.30【設例15】参照。)

(注3) 派遣及び出張に関しては、P.23【設例10】を参照してください。

なお、海外支店等に勤務するために出国した社員で、所得税の源泉徴収の取扱上非居住者とされている方については、非居住者の認定に係る期間中、従業者及び従業者給与総額の対象から除いて差支えありません。

(注4) 派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいいます。

4. 税率

事業所税の税率は、次のとおりです〔法701の42〕。

資産割	事業所床面積 1 m ² につき 600 円
従業者割	従業者給与総額の 100 分の 0.25

5. 税額計算

事業所税は、次のとおり計算します。

なお、この場合の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間中において横浜市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積であり、従業者割にあつては、それらの各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額です〔法701の46②、法701の47②〕。

(1) 資産割額

ア. 課税標準の算定期間の月数が 12 月の場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例適用による控除床面積} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times 600 \text{円} = \text{資産割額}$$

イ. 課税標準の算定期間の月数が 12 月未満の場合

$$\left(\frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例適用による控除床面積} \\ \hline \end{array}}{12} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の月数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times 600 \text{円} = \text{資産割額}$$

(2) 従業者割額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例適用による控除従業者給与総額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times \frac{0.25}{100} = \text{従業者割額}$$

(3) 事業所税額

$$\boxed{(1)\text{資産割額}} + \boxed{(2)\text{従業者割額}} = \boxed{\text{事業所税額}}$$

(4) 端数処理

課税標準となる事業所床面積に1㎡未満の端数が生じた場合、1㎡の100分の1未満(小数点第3位以下)を、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数金額が生じた場合、その端数金額を切り捨てます。

また、税額に100円未満の端数が生じた場合は、その100円未満の端数を切り捨てます〔法20の4の2③〕。税額の端数処理方法としては、算出した資産割額、従業者割額について、それぞれ1円未満を切り捨て、合算した最終の事業所税額について100円未満を切り捨てます。

$\text{資産割額 (1円未満切捨て)} + \text{従業者割額 (1円未満切捨て)} = \text{事業所税額 (100円未満切捨て)}$

6. 免税点

(1) 免税点の判定

課税標準の算定期間の末日の現況において、次に掲げる事業所等は、課税対象から除かれます。

なお、この判定は資産割及び従業者割のそれぞれについて行います〔法701の43①、③〕。

資産割	市内の各事業所等の事業所床面積(後述する非課税部分を除きます。)の合計床面積が1,000㎡以下の場合、資産割を納付する義務はありません。
従業者割	市内の各事業所等の従業者(非課税対象者を除きます。)の合計が100人以下の場合、従業者割を納付する義務はありません。

(注) 1 免税点以下で納付する必要がない場合でも、市内の合計事業所床面積が700㎡を超える場合又は従業者数の合計が70人を超える場合には申告書を提出していただきます〔条129の7④、法701の46③〕。

2 免税点は基礎控除とは異なりますので、免税点を超えて事業所税が課される場合には、免税点を超えた部分のみならずその全体が課税対象となります。

(2) 特殊な免税点の判定

ア 課税標準の算定期間が12月に満たない場合(P.28【設例12】参照。)や課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等がある場合(P.9~P.17参照。)

イ 共同事業(ウに該当するものを除く)を行っている場合〔令56の75①〕

前記「3. 課税標準」の資産割(7)(P.18)及び従業者割(6)(P.22)の取扱いと同様です。

ウ 事業者と事業者の特殊関係者(同族会社等)が、同一家屋内において、それぞれ事業を行っている場合(みなし共同事業)

「第3 みなし共同事業」(P.33)を参照してください。

エ 企業組合又は協業組合の場合〔法701の43②、令56の72、規24の26〕

企業組合又は協業組合で一定の条件を満たすものの免税点の判定は、個々の事業所ごとに免税点の判定を行います。

オ 従業者数に著しい変動がある場合の免税点の判定〔法701の43④、令56の73①、②〕
P.29【設例14】を参照してください。

カ 短時間勤務のパートタイマー

P.30【設例15】を参照してください。

【設例 11】 資産割及び従業者割の免税点の判定について

(問) 次の各々の場合、免税点を超えるものとして申告納付する必要がありますか。

(1) A 社、B 社及び C 社の横浜市内の事業所等の事業年度の末日における事業所床面積及び従業者数は次のとおりです。

事業所等	事業所床面積	従業者数
A 社	800 m ²	100 人
B 社	1,600 m ² (うち非課税施設 1,000 m ²)	110 人
C 社 (本店) (支店)	300 m ²	30 人
	800 m ² (課税標準の特例 (2 分の 1) 対象施設)	30 人

(2) D 社 (12 月末決算) は、港南区に本店 (床面積 1,200 m²、従業者数 120 人) を有していましたが、11 月 5 日に相模原市に転出し、同日以後横浜市内に事業所等はありません。

(3) E 社 (12 月末決算) は、旭区内に事務所 (床面積 900 m²、従業者数 90 人) を有していましたが、11 月 17 日に同事務所を磯子区内 (床面積 1,600 m²、従業者数 160 人) に移転しました。

(答) 資産割及び従業者割の免税点判定は、課税標準の算定期間の末日の現況における市内の事業所等の事業所床面積の合計及び従業者数の合計により判定しますので、事例の場合は次のとおりです。

(1) A 社は、資産割及び従業者割とも課税されません (ただし、条例の規定により申告書の提出が必要です)。

B 社は、資産割は課税されませんが、従業者割が課税されます (非課税施設は免税点の判定に含まれません)。

C 社は、資産割は課税がされますが、従業者割は課税されません (本店と支店の合計で判定します。なお、免税点の判定は課税標準の特例控除前で行います)。

(2) D 社は、課税標準の算定期間の末日において横浜市内に事業所等を有していないので、資産割及び従業者割とも課税されません。

なお、事業所等を新設し、又は廃止した場合には別途届出が必要です (P. 44 参照)。

(3) E 社は、課税標準の算定期間の末日の現況において資産割及び従業者割とも免税点を超えるため、資産割及び従業者割とも課税されます。この場合、移転前の旭区の事務所についても課税標準に含まれます (資産割については月割り計算が適用されます。P. 16 **ウ-②**参照)。

【設例 12】 課税標準の算定期間が 12 月に満たない場合の資産割の免税点判定について

(問) 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が 1 2 月に満たない場合には月数に応じて月割り計算しますが、免税点の判定も同様に月割り計算した結果により判定することになりますか。

(答) 資産割の免税点判定は、月割り計算によらず課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。この結果、課税される場合は、算定期間の月数により課税標準の月割り計算を行います。

【設例 13】 事業を休止している場合の免税点の判定について

(問) 事業を休止している場合 (例えばボウリング場又は工場の一部) の当該休止部分に係る床面積は、資産割の免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

(答) 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前 6 月以上継続して休止していたと認められるものは、資産割の課税標準には含まれませんが、免税点の判定の基礎となる事業所床面積には含まれます。

【設例 14】 従業者数の変動が著しい事業所等の従業者割の免税点の判定について

(問) 当社は、3 月、9 月決算で、事業年度中の従業者数が変動し、3 月期の各月末の従業者数は、次のとおりです。

このような場合であっても、事業年度の末日の現況により従業者割の免税点の判定を行うものですか。

(課税標準の算定期間中の各月末)	(従業者数)
10月	50人
11月	46人
12月	60人
1月	120人
2月	126人
3月	132人

(答) 従業者割の免税点の判定は、原則として課税標準の算定期間の末日における従業者数によるものですが、事例のように、課税標準の算定期間に属する各月の末日における従業者数のうち最大であるものの数値 (3 月、132 人) が最小であるものの数値 (11 月、46 人) に 2 を乗じて得た数値を超える事業所等については、次によって免税点の判定を行います [法 701 の 43④]。

$$\left(\begin{array}{l} \text{免税点の判定の基} \\ \text{礎となる従業者数} \end{array} \right) = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{当該課税標準の算定期間に属す} \\ \text{る各月末の従業者数の合計数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{当該課税標準の算定期間の月数} \end{array} \right)}$$

したがって、事例の場合は $\frac{534 \text{ 人 (10 月～3 月)}}{6 \text{ 月}} = 89 \text{ 人}$ となるので、事業年度

の末日における従業員数 (132 人) が 100 人を超えていても従業者割は免税点以下となります。

なお、従業者数の変動が著しいかどうかは、事業所等単位で判定しますので、これに該当する事業所等以外は、全て課税標準の算定期間の末日における従業者数を免税点の判定の際の従業者数として算定するものです。

【設例 15】パートタイマーの勤務時間の基準について

(問) いわゆるパートタイマーは、従業者割の免税点判定においては「従業者」の範囲から除外されていますが、勤務時間が何時間程度である者を基準にパートタイマーであるかどうかの判定をすればよいのでしょうか。

(答) パートタイマーの従業者かどうかは形式的な呼称ではなく、勤務の実態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく勤務すべき事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保障、賞与等からみても明らかに正規の従業員とは区別されるものをいいます。

本市の場合、一般的には、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（いわゆる「パート労働法」）に規定する「短時間労働者」のうち、1週間の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者を、免税点判定における従業者の範囲から除外することとしています。

【設例 16】課税施設と非課税施設とに兼務している従業者に係る免税点の判定について

(問) 課税施設と非課税施設とに兼務している従業者は、免税点の判定の基礎となる従業者の数に含まれますか。

(答) 当該従業者が課税標準の算定期間の末日現在において、課税施設に従事している場合は免税点の判定の基礎となる従業者数に含まれます。

また、例えば、厚生課に所属する従業者が、毎日午前10時から午後2時まで従業者食堂に勤務し、他の時間は厚生課の事務を執っているような場合は、免税点の判定の基礎となる従業者数に含まれます。

7. 非課税

(1) 非課税の範囲

非課税施設には、事業を行う者の人的な特性に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税等があります。その範囲については「別表1 非課税対象施設一覧表」([ホームページからダウンロードできます。](#))をご覧ください。

(2) 非課税の判定日

非課税規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合においては、当該廃止の直前に行われていた事業がこれらの適用を受ける事業であるかどうかにより判定します〔法701の34⑥、通知(5)(ウ)〕。

(3) 免税点の判定

免税点の判定においては、非課税に該当する事業所床面積、従業者（全部非課税の適用を受ける者に限ります。）を除いて判定します。

【設例17】非課税施設の床面積の認定

(問) 福利厚生施設として従業員食堂を設けています。当該施設は非課税施設に該当（非課税対象施設一覧表中整理番号25に該当）すると思いますが、非課税施設に係る床面積は当該施設部分のみの床面積でしょうか、又は食堂前の廊下等の共用部分をも含めた床面積とするのでしょうか。

(答) 非課税施設に係る床面積は、当該従業員食堂部分のみ該当し、廊下等は共用部分としての非課税の取扱いはありません。

※ なお、特定防火対象物に該当する建物に設置される廊下については、防災に関する設備等として、別途非課税施設に該当する場合があります（非課税対象施設一覧表中整理番号29。）

8. 課税標準の特例

(1) 課税標準の特例の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途に着目した課税標準の特例とがあります。

具体的には「別表2 課税標準の特例対象施設一覧表」([ホームページからダウンロードできます。](#))の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額を控除します。

(2) 課税標準の特例の判定日

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合においては、廃止の直前に行われた事業がこれらの規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します〔法701の41③、通知(7)(イ)〕。

(3) 免税点の判定

免税点の判定においては、非課税と異なり、課税標準の特例対象となる事業所床面積や従業者についても、これを控除する前の状態で判定します。

(4) 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

課税標準の特例対象施設一覧表の特例の適用が重複して適用される場合には、次の順序により適用されます〔令 56 の 71〕。

適用順位	適用条項	一覧表の整理番号
1	法第 701 条の 41 第 1 項	1～19
2	法第 701 条の 41 第 2 項	20

*適用順位に従い一の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定が適用されます。

*法第 701 条の 41 第 1 項各号（一覧表の整理番号 1～19）の重複適用はしません。

9. 減免

(1) 減免の範囲及び申請について

本市においては、「別表 3 減免対象施設一覧表」(ホームページからダウンロードできます。)に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する資産割及び従業者割については、その定められた額又は割合を乗じて得た額の範囲で税額についての減免を受けることができます。

この減免を受けようとする場合は、申請書にその事由を証する書類を添えて申告期限内に市長（財政局主税部法人課税課 事業所税担当）に申請してください〔条 129 の 13 ②〕。減免申請書は郵送または窓口にてご提出ください。

(2) 減免判定日

減免適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

10. 申告納付等

事業所税について、前記 6 に掲げる免税点を超える場合は、次に掲げる日までに、課税標準及び税額等を記載した申告書等を市長に提出し、それぞれの日までにその申告した税額を納付していただきます〔法 701 の 46、法 701 の 47〕。

また、免税点以下の場合であっても、課税標準の算定期間の末日の現況において、事業所床面積が 700 m²又は従業者数が 70 人超の場合、申告書に必要事項を記載して申告していただきます（納付の必要はありません）〔条 129 の 7④〕。

申告納付期限	法人	事業年度終了の日から 2 月以内
	個人	翌年の 3 月 15 日（事業の廃止の場合は、その日から 1 月以内）

なお、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長と認められた特例延長法人であっても、事業所税の申告納付期限は延長されませんので、注意してください。

第3 みなし共同事業

同一家屋内で特殊関係者が事業を行っている場合には、その特殊関係者の事業所床面積及び従業者数を合算して免税点の判定を行います。

1. みなし共同事業の趣旨

事業主がP.36の「2. 特殊関係者の範囲」に掲げる特殊関係者を有していて、その特殊関係者の事業が事業主（特殊関係者を有する者）と同一家屋内において行われている場合には、その特殊関係者が行う事業は特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負うこととなります〔法701の32②、法10の2①〕。

この場合、特殊関係者を有する者の免税点については、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。従って免税点の判定について自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合に免税点を超えることがありますので注意してください（令56の75②）。

なお、課税標準は単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります（令56の51②）。

このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

【例1】同一家屋にのみ事業所がある場合（横浜市内の他に事業所がない場合）

B法人がA法人の特殊関係者に該当する場合

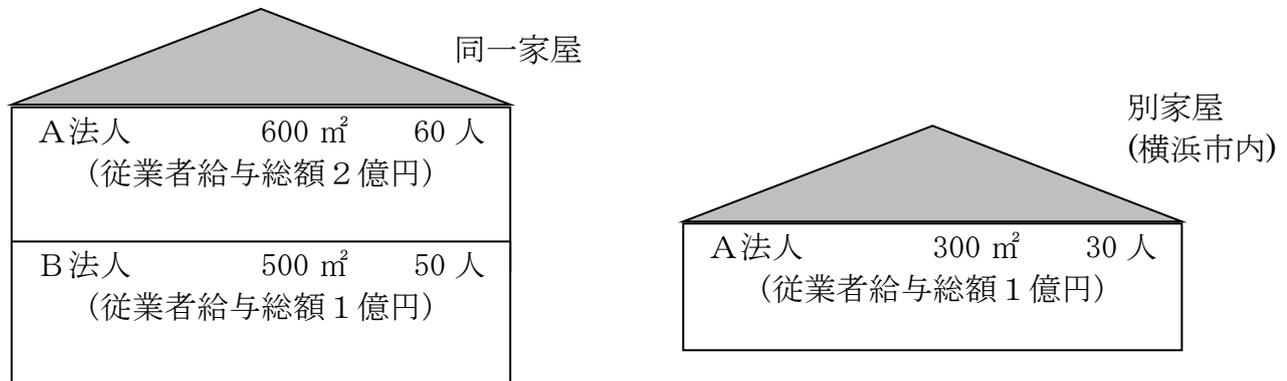
A法人	600 m ²	90人
(従業者給与総額2億円)		
B法人	500 m ²	20人
(従業者給与総額1億円)		

	事業所床面積	従業者数	従業者給与総額
A法人	600 m ²	90人	2億円
B法人	500 m ²	20人	1億円

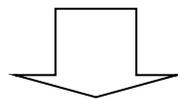
判定対象者	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	B法人	資産割	600 m ² + (500 m ²) = 1,100 m ²	600 m ²
		従業者割	90人 + (20人) = 110人	2億円
B法人	—	資産割	500 m ² ≤ 1,000 m ²	—
		従業者割	15人 ≤ 100人	—

※資産割と従業者割について、A法人のみ免税点を超えます。

【例2】同一家屋以外に事業所がある場合
 A法人、B法人が相互に特殊関係者に該当する場合



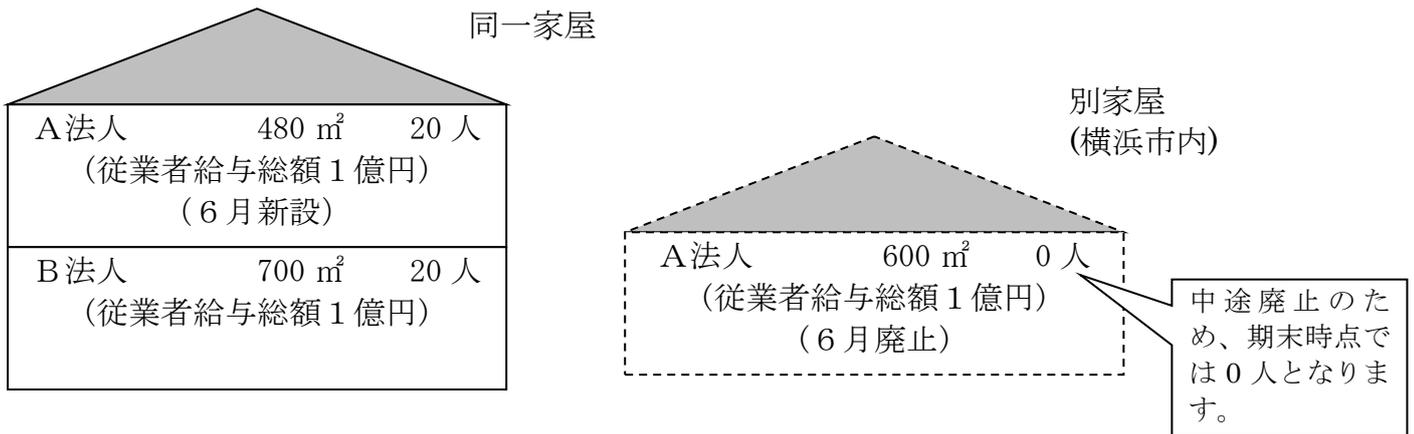
		事業所床面積	従業者数	従業者給与総額
同一家屋	A法人	600 m ²	60人	2億円
	B法人	500 m ²	50人	1億円
別家屋	A法人	300 m ²	30人	1億円



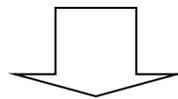
判定対象者	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	B法人	資産割	$300\text{ m}^2 + 600\text{ m}^2 + (500\text{ m}^2) = 1,400\text{ m}^2$	900 m ²
		従業者割	$60\text{人} + 30\text{人} + (50\text{人}) = 140\text{人}$	3億円
B法人	A法人	資産割	$500\text{ m}^2 + (600\text{ m}^2) = 1,100\text{ m}^2$	500 m ²
		従業者割	$50\text{人} + (60\text{人}) = 110\text{人}$	1億円

※資産割と従業者割について、A法人B法人ともに免税点を超えます。

【例3】事業年度中途に、特殊関係者の事業所がある家屋内に事業所を移転した結果、みなし共同事業に該当することとなった場合
 B法人がA法人の特殊関係者に該当する場合（A法人は12月末決算）



		事業所床面積	従業員数	従業員給与総額
同一家屋	A法人	480 m ²	20人	1億円
	B法人	700 m ²	20人	1億円
別家屋	A法人	600 m ²	0人	1億円



判定対象者 (特殊関係者を有する者)	特殊関係者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	B法人	資産割	480 m ² + (700 m ²) = 1,180 m ²	540 m ² ※
		従業員割	20人 + (20人) = 40人 ≤ 100人	—
B法人	—	資産割	700 m ² ≤ 1,000 m ²	—
		従業員割	20人 ≤ 100人	—

A法人の資産割のみ免税点を超えます。

※課税標準の計算：

$$\left(\frac{600}{12} \right) \times 6 + \left(\frac{480}{12} \right) \times 6 = 540\text{m}^2$$

2. 特殊関係者の範囲

免税点の合算対象となる特殊関係者には、家族、自社の子会社、自社と親会社が同一である他の子会社などが該当します。

特殊関係者とは次のいずれかに該当するものをいいます（令 56 の 21①）。

- (1) 第 1 号該当
判定対象者(特殊関係者を有する方であるかどうかを判定すべき者)の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹（令 56 の 21①(1)）
- (2) 第 2 号該当
(1)に掲げる者以外の判定対象者の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者（令 56 の 21①(2)）
- (3) 第 3 号該当
(1)、(2)に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者（令 56 の 21①(3)）
- (4) 第 4 号該当
判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（(1)、(2)に掲げる者を除く。）及びその者と(1)～(3)のいずれかに該当する個人（令 56 の 21①(4)）
- (5) 第 5 号該当
判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と(1)～(4)のいずれかに該当する関係がある個人（令 56 の 21①(5)）
- (6) 第 6 号該当
判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社（令 56 の 21①(6)）
- (7) 第 7 号該当
判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(1)～(4)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（令 56 の 21①(7)）

※ 同族会社の判定と特殊関係者

同族会社（法法 2①(10)）とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の 3 人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式の総数又は出資金額（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の 100 分の 50 を超える場合のその会社をいいます（以下、便宜上、株式会社を例にとって説明します。）。

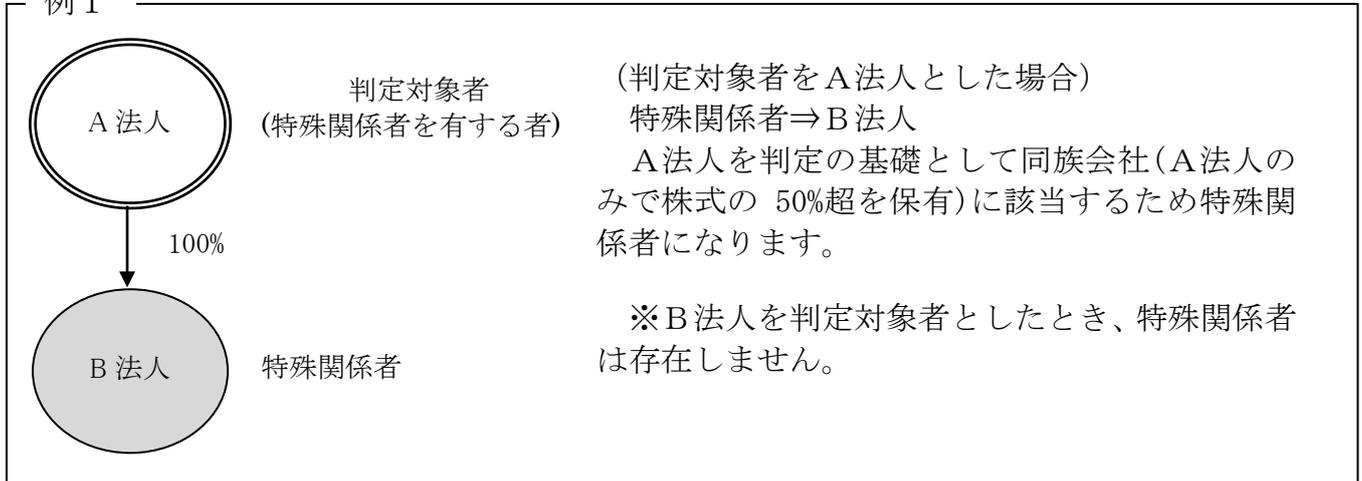
ここに「特殊関係のある個人及び法人」とは、法人税法施行令第 4 条に掲げる同族関係者のことをいい、同族会社であるか否かはその会社の株主等の一人と当該株主等の同族関係者を一つのグループとしてとらえ（以下「株主グループ」といいます。）、そのような株主グループ 3 個の所有する株式の総数が、その会社の発行済株式の総数の 100 分の 50 を超えるか否かによって判定することとなります。

なお、3 個の株主グループのうち第 1 順位及び第 2 順位の株主グループの所有する株式の総数がその会社の発行済株式の総数の 100 分の 50 を超える場合の第 3 順位の株主グループ、若しくは第 1 順位の株主グループの所有する株式の総数のみでその会社の発行済株式の総数の 100 分の 50 を超える場合の第 2 順位及び第 3 順位の株主グループは、その会社が同族会社であるか否かの判定には、関与しなかったものとされます。

3. 同族会社の判定

(1) 第6号に該当する例（令56の21①(6)）

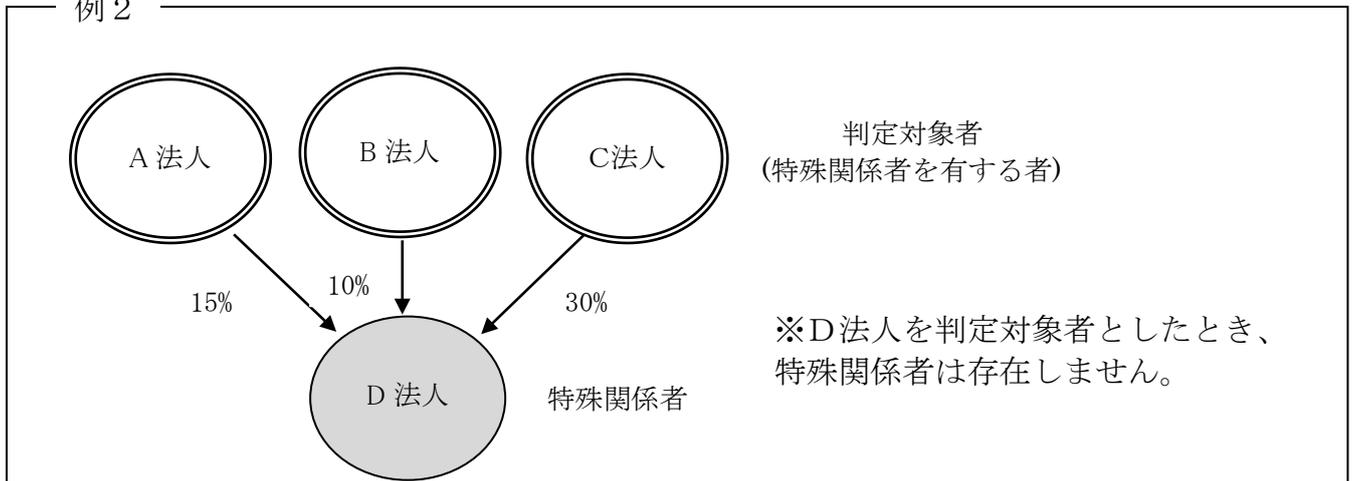
例1



(参考)上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者		特殊関係者	
例1	A法人	令56の21①(6)	B法人
	B法人	—	—

例2

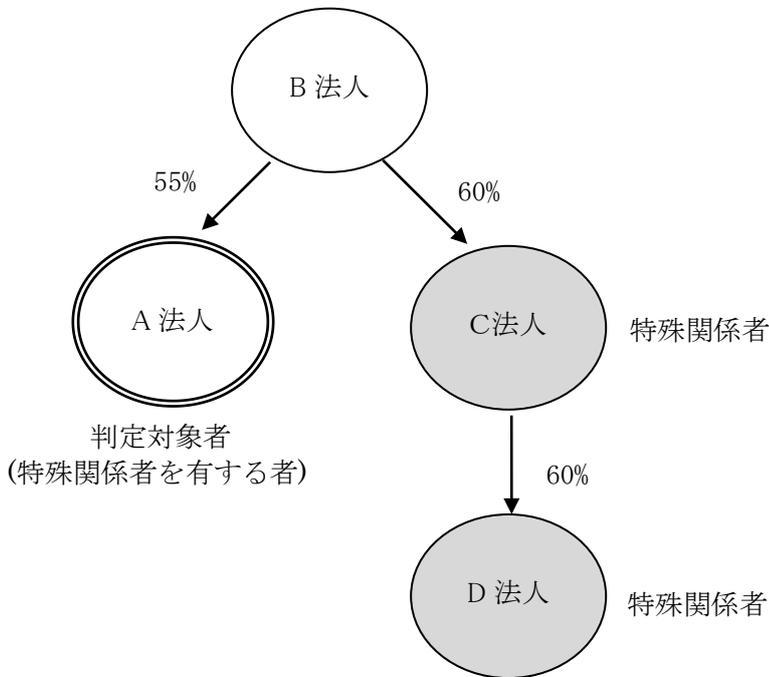


(参考)上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者		特殊関係者	
例2	A法人	令56の21①(6)	D法人
	B法人		
	C法人		
	D法人	—	—

(2) 第7号に該当する例（令56の21①(7)）

例1



(判定対象者をA法人とした場合)

特殊関係者⇒C法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主であるB法人を判定の基礎として同族会社(B法人のみで株式の50%超を保有)に該当するため特殊関係者になります。

特殊関係者⇒D法人

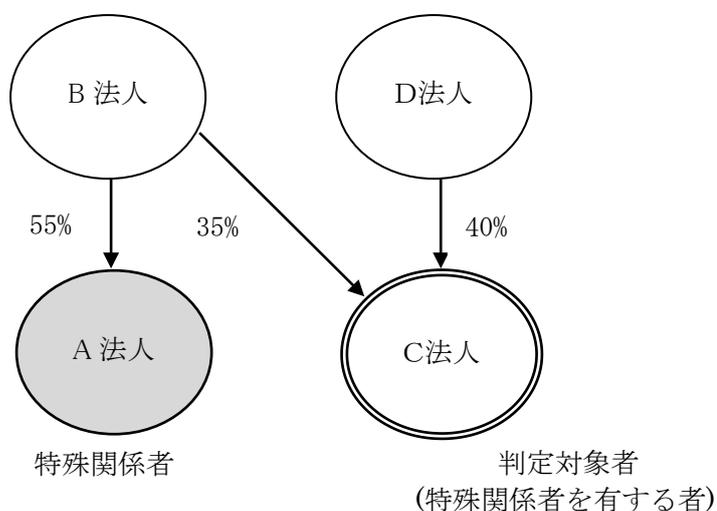
A法人の同族会社の判定の基礎となったB法人を判定の基礎として同族会社に該当するC法人を判定の基礎として同族会社(C法人のみで株式の50%超を保有)に該当するため特殊関係者になります。

(令第56条の21第1項第7号かっこ書による)

(参考)上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者	
A法人	令56の21①(7)	C法人、D法人
B法人	令56の21①(6)	A法人、C法人
C法人	令56の21①(6)	D法人
	令56の21①(7)	A法人
D法人	—	—

例 2



(判定対象者をC法人とした場合)

特殊関係者を有する者⇒A法人

C法人の同族会社の判定の基礎となったB法人及びD法人のうちB法人を判定の基礎として同族会社(B法人のみで株式の50%超を保有)に該当するため特殊関係者になります。(令56の21①(7))

※A法人を判定対象者としたとき、特殊関係者は存在しません。

A法人の同族会社の判定の基礎となった株主であるB法人のみでは同族会社(B法人のみで株式の50%超を保有)に該当する他の会社がないため、特殊関係者は存在しません。

(参考) 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者	
A法人	—	—
B法人	令56の21①(6)	A法人、C法人
C法人	令56の21①(7)	A法人
D法人	令56の21①(6)	C法人

第4 事業所用家屋及びその床面積の取扱い

1. 事業所用家屋の取扱い

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するもの（一時的な休業を含みます。）をいいます〔法701の31①(6)〕。

この場合の家屋とは、固定資産税における家屋をいい〔法701の31①(6)、法341(3)〕、一般的に、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であってその目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。なお、登記の有無は問いません。家屋に該当するか否かについて判定し難い建造物については、次に掲げる例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定します。

(1) 家屋として取扱うもの

- ア 駐車場の乗降場及び荷物積卸場。ただし、上屋を有する部分に限ります。
- イ 野球場、競馬場の観覧席。ただし、屋根を有する部分に限ります。
- ウ ガード下を利用して築造した店舗、倉庫等の建造物。
- エ 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建造物。
- オ 園芸、農耕用の温床施設。ただし、半永久的な建造物と認められるものに限ります。

(2) 家屋として取扱わないもの

- ア ガスタンク、石油タンク、給水タンク。
- イ 機械上に建設した建造物。
ただし、地上に基脚を有し、又は支柱を施したものは除きます。
- ウ 浮船を利用したもの。ただし、固定しているものは除きます。
- エ アーケード付街路（公衆道路上に屋根覆いを施した部分。）。
- オ 容易に運搬し得る切符売場、入場券売場等。

(3) 外周壁のない建造物の判定

家屋とは、内側に一定の利用空間を形成し、その空間を目的とする用途に利用し得る構造の建造物であり、この空間は基本的には周壁を有することにより発生するものです。

ここで周壁を有するとは、概ね3面以上に周壁がある（その面の3分の2程度以上の部分に壁があることをもってその面は周壁を有するものとします。）ことをいいますが、周壁を有しない建造物であっても、その空間を家屋本来の目的とする用途に供するにあたり、周壁を取り付けないことがその家屋の利用目的にかなうことから取り付けないものであって、屋根を有し土地に定着しており、空間の利用性があり効用上一般の家屋と何ら差異のない場合には、家屋に該当するものとして認定します。

2. 床面積の取扱い

床面積の算定は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として算定し、1㎡の100分の1未満の端数は、各階ごとに切り捨てます[不動産登記規則第115条]。

また、不動産登記法事務取扱手続準則第82条（床面積の定め方）にもとづく次の事例を参考にしてください。

- (1) 天井の高さ1.5m未満の地階及び屋階（特殊階）は、床面積に算入しません。ただし、一室の一部が天井の高さ1.5m未満であっても、その部分は、当該一室の面積に算入します。
- (2) 駐車場の上屋を有する乗降場及び荷物積卸場の床面積は、その上屋の占める部分の乗降場及び荷物積卸場の面積により計算します。
- (3) 野球場、競馬場又はこれらに類する施設の観覧席は、屋根の設備のある部分の面積を床面積として計算します。
- (4) 地下駐車場、地下駐車場及び地下街の建物の床面積は、壁又は柱等により区画された部分の面積により定めるものとします。ただし、常時一般に開放されている通路及び階段の部分を除きます。
- (5) 駐車場の地下設備（地下駐車場のものを含む。）は、床面積に算入しません。
- (6) 階段室、エレベーター室又はこれに準ずるものは、床を有するものとみなして各階の床面積に算入します。
- (7) 建物に付属する屋外の階段は、床面積に算入しません。
- (8) 建物の一部が上階まで吹抜けになっている場合には、その吹抜けの部分は上階の床面積に算入しません。
- (9) 柱、壁が傾斜している場合の床面積は、各階の床面の接着する壁その他の区画の中心線で囲まれた部分によるものです。
- (10) 建物の内部に煙突、ダストシュートがある場合（その一部が外側に及んでいるものを含みます。）その部分は各階の床面積に算入し、外側にあるときは算入しません。
- (11) 出窓は、その高さ1.5m以上のものでその下部が床面積と同一の高さにあるものに限り、床面積に算入します。

第5 更正・決定等

1. 決定・期限後の申告

申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります〔法 701 の 58②〕。

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができません〔法 701 の 49①〕。

2. 修正申告・更正の請求・更正

申告した税額又は更正・決定を受けた税額が過少である場合には、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに不足額を納付してください〔法 701 の 49②〕。

また、申告した税額が過大である場合には、申告納付期限より 5 年以内に限り、更正の請求をすることができます（減額の修正申告は認められません。）〔法 20 の 9 の 3①〕。

なお、市長は申告された課税標準額及び税額、又は更正・決定をした課税標準額及び税額を、自ら調査した結果によって、更正することがあります〔法 701 の 58①③〕。

* 事業所税の賦課及び徴収は、一定期間過去に遡って行われますので、注意してください。

第6 延滞金・加算金

1. 延滞金

事業所税額を納付期限後に納付する場合は、納付税額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付していただきます〔法 701 の 60①〕。

ただし、下記の表に掲げる税額の区分に応じる期間については年 7.3% **【※注】**の割合で計算します（更正又は決定の場合の延滞金は、法 701 条の 59 第 2 項の規定によります）。

（延滞金：年 7.3%の適用期間）

①	提出期限までに提出した申告書に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間
②	提出期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間
③	修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

【※注】平成 26 年 1 月 1 日以降の期間については、次項《平成 26 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合》に示すとおりとなります。

《平成 26 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合》

*** P. 43 の表①～③に係る期間 (7.3%の場合)**

国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年 10 月から前年 9 月までにおける平均に年 1 %を加算した割合に、年 1 %を加算した割合(ただし、年 7.3%を限度)

*** 上記期間の翌日以降、納付の日までの期間 (14.6%の場合)**

国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年 10 月から前年 9 月までにおける平均に年 1 %を加算した割合に、年 7.3%を加算した割合

なお、延滞金額の計算の基礎となる税額に、1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

また、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます〔法 20 の 4 の 2②⑤〕。

2. 加算金

申告書の提出期限まで申告のない場合には、不申告加算金(原則として税額の 15% (税額が一定額を超えた場合、超えた額に更に 5%))が、申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金(原則として税額の 10% (不足税額が一定額を超えた場合、超えた額に更に 5%))が課されることがあります。なお、期限後の申告又は修正申告があった場合で、更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、税額の 5%にすることがあります〔法 701 の 61〕。

また、納税者が課税標準の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装した場合は、これらに代えて重加算金(税額の 40%又は 35%)が課されます〔法 701 の 62〕。

第 7 事業所等の新設・廃止に係る申告等

1. 事業所等の新設・廃止に係る申告

事業所税の納税義務者が事業所等を新設し、若しくは廃止したとき、又は納税義務者となるべき者が事業所等を新設したときは、当該新設又は廃止の日から 1 月以内に、その旨その他必要事項を記載した申告書を市長に提出していただきます〔条 129 の 9①、法 701 の 52①〕。

2. 事業所等の貸し付けに係る申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、その貸し付けを行うこととなった日から 1 月以内に、当該事業所用家屋の床面積その他必要事項を記載した申告書を市長に提出していただきます〔条 129 の 9②、法 701 の 52②〕。

なお、事業所用家屋の貸付けに係る申告に関しては、別途小冊子「事業所税貸付申告の手引き」を作成しておりますので、ご参照ください。

※ 「事業所等新設・廃止申告書」、「事業所用家屋の貸付けに係る申告書」、「事業所税貸付申告の手引き」は、ホームページからダウンロードできます。

第 8 事業所税の税務調査

事業所税は、納税者の方が、自ら法令の定めるところに従って課税標準及び税額を確定する申告納付によることとなっています。

この課税手続が円滑に機能するとともに、適正・公平な課税を実現するため、本市においては、随時、実地調査を実施しております。

調査時には、職員から、建築図面、申告数値の明細資料の提出等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします〔法 701 の 35①〕。

なお、実地調査に伺う職員は徴税吏員証を携帯しておりますので、必要の際はご確認ください〔法 701 の 35③〕。

第 9 事業所税の納付場所

※ 横浜市指定金融機関（横浜銀行）

※ 横浜市収納代理金融機関

※ 神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内のゆうちょ銀行（郵便局）

第 10 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体は、次の 77 団体となっています（令和 6 年 4 月 1 日現在）。

1. 東京都（特別区の存する区域）

2. 政令指定都市（20 団体）

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市

3. 首都圏整備法の既成市街地を有する市（3 団体）

川口市、武蔵野市及び三鷹市

4. 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市（5 団体）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市及び芦屋市

5. 人口 30 万以上の政令で指定する市（48 団体）

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市

別表1 非課税対象施設一覧表

(令和6年4月1日現在)

- 適用の有無の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々○は適用があり、×は適用がないことを表します。
- 免税点の判定は、非課税控除後で行います。

整理番号	非課税対象施設等	適用の有無		根拠法令
		資	従	
1	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号(別表第一)に規定する公共法人	○	○	法701の34 ①
2	法人税法第2条第6号(別表第二)に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	〃②
3	博物館、図書館及び個人立幼稚園	○	○	〃③(3)
4	物価統制令に基づき県知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	〃③(4)
5	と畜場法に規定すると畜場	○	○	〃③(5)
6	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	〃③(6)
7	水道法に規定する水道施設	○	○	〃③(7)
8	一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	〃③(8)
9	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院で医療法人が開設するもの並びに医療関係者の養成所	○	○	〃③(9)
10	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設 上記の施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	〃③(10) (10の2) (10の3) (10の4) (10の5) (10の6) (10の7) (10の8) (10の9)
11	農林漁業の生産の用に直接供される農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎等	○	○	〃③(11)
12	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	〃③(12)
13	卸売市場及びその機能を補完する施設(注1)	○	○	〃③(14)
14	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業の用に供する電気工作物等の施設	○	○	〃③(16)
15	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供するガス工作物等の施設	○	○	〃③(17)
16	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○	〃③(18)

整理 番号	非課税対象施設等	適用の有無		根拠法令
		資	従	
17	イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するもの）を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	法701の34 ③(19)イ
	ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するもの）を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	〃③(19)ロ
18	鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外のもの	○	○	〃③(20)
19	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業で鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは第2種貨物利用運送事業で航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外のもの	○	○	〃③(21)
20	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外のもの	○	○	〃③(22)
21	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るもの	○	○	〃③(23)
22	電気通信事業法に規定する電気通信事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設及び研修施設以外のもの	○	○	〃③(24)
23	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの	○	○	〃③(25)
24	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で一定のもの	○	○	〃③(25の2)
25	事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体等が経営する専ら勤労者等の利用に供する福利又は厚生のための施設（注2）	○	○	〃③(26)
26	一般公共の用の供される路外駐車場（注3）	○	○	〃③(27)
27	都市計画に定められた原動機付自転車又は自転車のための駐車場	○	○	〃③(28)
28	高速道路株式会社法による東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)が、高速道路の新設・改築・維持・修繕その他の管理等の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	〃③(29)
29	特定防火対象物に設置される消防設備等、特殊消防設備等及び防災に関する設備等（注4）	○	×	〃④
30	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち労働者詰所及び現場事務所に勤務する作業員等に係る従業員給与総額	×	○	〃⑤

地方税法附則による非課税規定の経過措置（令和6年4月1日現在）

整理番号	非課税対象施設等	適用の有無		適用期限	根拠法令
		資	従		
31	令和7年に開催される国際博覧会の会場内において設置される、参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設	○	○	令和9年3月31日までに終了する事業年度分まで	法附則32④

地方税法施行令改正令附則による非課税規定の経過措置（令和6年4月1日現在）

整理番号	非課税対象施設等	適用の有無		適用期限	根拠法令
		資	従		
32	指定旧供給区域においてみなし熱供給事業者が熱供給事業法に規定する事業の用に供する熱供給施設	○	○	(法人) 指定旧供給区域解除日の前日までに終了する事業年度分 (個人) 指定旧供給区域解除日の属する年前の年分 解除日前に事業を廃止した場合における解除日の属する年分	令改正令附則12 旧令第56条の31 (平成28年度削除)

(注1) 整理番号13(卸売市場の機能を補完する施設)

卸売市場の機能を補完する施設とは次のものをいいます。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号に規定する付設集団売場の施設又は同号下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター
- (2) 卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所(一時的に指定を受けたものは除かれます。)において生鮮食料品等を保管する施設

(注2) 整理番号25(福利厚生施設)

- (1) 福利厚生施設には、一般的に次のようなものが該当します。(専らこれらの用に供する施設に限られません。)

◎保養所、寮、各種クラブ活動室、体育館、従業員食堂、診療室、保育施設、娛樂室等

- (2) 次のような施設は、事業所税において非課税とされる福利厚生施設には該当しません。

◎ トイレ、湯沸場、廊下等に置かれた自動販売機、駐車場等の通勤施設、業務上更衣を必要とする事業場の更衣室、現場作業員の浴場、業務上必要とされる仮眠室、研修所、事業に関する専門知識向上のための図書室等

(注3) 整理番号26(路外駐車場)

- (1) 路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいい、時間貸しの対象となっている部分等が該当します。

事業所税が非課税とされる路外駐車場の範囲は次のとおりです。

ア 都市計画駐車場

イ 届出駐車場

ウ 不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離の範囲内にあって、一般公共の用に供されていると市長が認めたもの

- (2) 月極貸しのための駐車場は非課税とされる路外駐車場に該当しません。

- (3) 非課税とされる施設には、駐車のために供する部分のほか、車路、料金徴収所、ターンテーブル等が含まれます。

(注4) 整理番号29(消防設備等・防災に関する設備等)

防火対象物で次の表1に掲げるもの(以下「特定防火対象物」といいます。)に設置される消防用設備等及び防災に関する施設又は設備で、表2に掲げるものが非課税となります。

なお、表2に掲げる消防用設備等又は防災に関する施設若しくは設備であっても、特定防火対象物に該当しない建物に設置されたものについては、非課税の適用はありません。

〔表1〕 特定防火対象物一覧表(消防法施行令別表第1からの抜粋)

区 分		防 火 対 象 物 の 用 途
1	(1) イ ロ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場
2	(2) イ ロ ハ ニ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの 遊技場又はダンスホール 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに1(1)イ、(4)、5(5)イ及び7に掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	(3) イ ロ	待合、料理店その他これらに類するもの 飲食店
4	(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	(5) イ	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの
6	(6) イ ロ ハ ニ	病院、診療所又は助産所 (1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)救護施設 (3)乳児院 (4)障害児入所施設 (5)障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。) ハ (1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)更生施設 (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4)児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校
7	(9) イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	(16) イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から4まで、5(5)イ、(6)又は7に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
9	(16の2)	地下街
10	(16の3)	建築物の地階(9に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1から4まで、5(5)イ、(6)又は7に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)(準地下街)

〔表2〕 消防設備等及び防災に関する設備等

非課税が適用されるのは、これらの施設が〔表1〕の特定防火対象物に設置された場合に限られます。

なお、「共用部分の計算書」に記載する場合には、次の区分により集計してください。

○表の 1～10欄に該当するもの……消防設備等

○表の11～19欄に該当するもの……防災に関する設備等

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取扱い
	全部	2分の1	
1 次の設備に係る水槽の設置部分 屋内消火栓設備、 スプリンクラー設備、 水噴霧消火設備、 泡消火設備、 屋外消火栓設備、 動力消防ポンプ設備、 消防用防火水槽	○		(1) 消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用されている水槽に係る事業所床面積は、非課税となります。 (2) 消防用設備等の水源と一般給水用の水源を兼用する水槽を地下に埋設し、その蓋に当る床面に消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプとが設置されているポンプ室の消防用設備等に係る非課税面積は、それぞれのポンプの規模(占有床面積等)に応じ、該当ポンプ室に係る事業所床面積を按分し計算します。 なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数により按分して差支えありません。
2 次の設備のポンプが設置されているポンプ室 屋内消火栓設備、 スプリンクラー設備、 水噴霧消火設備、 泡消火設備、	○		消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプが併設されているポンプ室、消防用設備等に係る非常電源設備と一般照明用等の電源設備とが併設されている電源室、消防用設備等の機器(排煙設備の排煙機等)と一般業務用の機器とが併設されている機械室等のように、消防用設備等と一般業務用の設備とが、その設置場所を共用している場合には、それぞれの設備の規模(占有床面積等)に応じ、当該設備場所に係る事業所床面積を按分します。 なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数により按分して差支えありません。
3 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室(発電室、蓄電池室又は変電室) 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター	○		(1) 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備、変電設備、その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備に係る事業所床面積については、非課税になります。 (2) 一般照明用等の電源設備が併設されている場合については、上記2を参照してください。

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取扱い
	全部	2分の1	
<p>4 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分(バルブ類(スプリンクラー設備の制御弁等)の格納部分を含むものとし、床を占用する部分に限ります。)</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター</p>	○		<p>パイプスペース又は配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線と一般給水又は照明等の配管又は配線とを併せて格納するものに係る事業所床面積は、非課税になります。</p>
<p>5 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器(火災報知設備の受信機等を含みます。)の設置部分(床を占用する部分に限ります。)</p>	○		<p>(1) 消防用設備等の監視、操作等と空調、保温等の監視、操作等を併せ行う総合操作盤に係る事業所床面積は、非課税になります。</p> <p>(2) 壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている消防用設備等は、床を占用する面積がないので、非課税になりません。</p> <p>(3) 消防用設備等の操作機器の操作面積については、19(4)を参照してください。</p>
<p>6 次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等</p> <p>泡消火設備、 不活性ガス消火設備、 ハロゲン化物消火設備、 粉末消火設備</p>	○		
<p>7 動力消防ポンプ設備の格納庫</p>	○		
<p>8 消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱、連結送水管の放水用器具の格納箱又は簡易消火用具の設置部分(床を占用する部分に限ります。)</p>	○		<p>(1) 壁等に取付けられている場合の取扱いについては、5(2)を参照してください。</p> <p>(2) 移動性消防用具については、その設置箇所に消防法施行規則第9条第4号に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場所に限り、その占用床面積が非課税とされます。</p> <p>(3) 操作面積の取扱いについては、19(4)を参照してください。</p>

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取扱い												
	全部	2分の1													
9 避難器具の設備部分(床を占有する部分に限ります。)	○		(1) 壁等に取り付けられている場合の取扱いについては、5(2)を参照してください。 (2) 操作面積の取扱いについては、19(4)を参照してください。												
10 排煙設備のダクトスペース(風道(床を占有する部分に限ります。))及び排煙機の設置部分	○		(1) 消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せて行う排煙設備の風道等に係る事業所床面積は、非課税になります。 (2) 一般業務用の機器が併設されている場合の取扱いについては2を参照してください。												
11 階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室 (3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通ずるものの階段室(傾斜路を含みます。) (4) (1)～(3)以外の階段室(防火区画されているものに限ります。)	○ ○ ○ ○		(1) 特別避難階段は、附室の設置がその構造上の要件であるので、この附室も非課税になります。 (2) 特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物につき、特定行政庁が避難階段に附室の設置を命じた場合にあっては、その2分の1の面積に対応する部分が非課税となります。 (4) 防火区画されている階段等の部分からのみ人が出入りすることができる公衆便所、公衆電話所等で、当該部分が階段等の部分と一体となって防火区画されている場合は、2分の1非課税になります。												
12 廊下の部分		○	廊下とは、室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売場内の店内通路等は、これに該当しません。 なお、建築基準法施行令第119条又は横浜市建築基準条例第19条の規定の適用を受けるものにあつては、当該規定による下記の表に掲げる幅員を有するものが非課税の対象となります。 <table border="1" data-bbox="716 1393 1484 2013"> <thead> <tr> <th>廊下の用途</th> <th>両側居室</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校、中学校又は高等学校における児童用又は生徒用のもの</td> <td>2.3m 以上</td> <td>1.8m 以上</td> </tr> <tr> <td>病院の患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡を超える階の共用のもの又は居室の床面積の合計が200㎡(地階にあっては100㎡)を超える階のもの(3室以下の専用を除く。)</td> <td>1.6m 以上</td> <td>1.2m 以上</td> </tr> <tr> <td>診療所、ホテル、旅館若しくは簡易宿所の用途に供する建築物又は下宿、寄宿舎若しくは児童福祉施設等の用途に供する木造の建築物で、その階における居室の床面積の合計が100㎡を超えるもの(客用若しくは共用でないもの又は床面積の合計が30㎡以下の室に通ずる専用ものを除く。) 〔横浜市建築基準条例に基づく取扱い〕</td> <td>1.6m 以上</td> <td>1.2m 以上</td> </tr> </tbody> </table>	廊下の用途	両側居室	その他	小学校、中学校又は高等学校における児童用又は生徒用のもの	2.3m 以上	1.8m 以上	病院の患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡を超える階の共用のもの又は居室の床面積の合計が200㎡(地階にあっては100㎡)を超える階のもの(3室以下の専用を除く。)	1.6m 以上	1.2m 以上	診療所、ホテル、旅館若しくは簡易宿所の用途に供する建築物又は下宿、寄宿舎若しくは児童福祉施設等の用途に供する木造の建築物で、その階における居室の床面積の合計が100㎡を超えるもの(客用若しくは共用でないもの又は床面積の合計が30㎡以下の室に通ずる専用ものを除く。) 〔横浜市建築基準条例に基づく取扱い〕	1.6m 以上	1.2m 以上
廊下の用途	両側居室	その他													
小学校、中学校又は高等学校における児童用又は生徒用のもの	2.3m 以上	1.8m 以上													
病院の患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100㎡を超える階の共用のもの又は居室の床面積の合計が200㎡(地階にあっては100㎡)を超える階のもの(3室以下の専用を除く。)	1.6m 以上	1.2m 以上													
診療所、ホテル、旅館若しくは簡易宿所の用途に供する建築物又は下宿、寄宿舎若しくは児童福祉施設等の用途に供する木造の建築物で、その階における居室の床面積の合計が100㎡を超えるもの(客用若しくは共用でないもの又は床面積の合計が30㎡以下の室に通ずる専用ものを除く。) 〔横浜市建築基準条例に基づく取扱い〕	1.6m 以上	1.2m 以上													

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取扱い
	全部	2分の1	
18 喫煙所		○	非課税の適用を受ける喫煙所は、横浜市火災予防条例第28条第3項の規定により設置したものであり、かつ、横浜市火災予防規則第12条第1項の規定により喫煙等承認申請書(第3号様式)を消防署長に提出し、かつ、同項の規定による承認を受けたもの。 デパートの売場内の接客カウンター等に灰皿が置かれている場合の当該施設は、非課税に該当しません。
19 その他(行政命令に基づき設置するもの)			
(1) 特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物に対し、避難階段の附室の設置を命じられた場合の当該附室		○	
(2) 建築物の構造、用途等に応じ、避難等を確実にするために屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等		○	
(3) 中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、防災サブセンターの設置を命じられ、これらが一体となって中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター及びサブセンター等		○	
(4) 消防用機器、避難器具等の操作面積(行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限り)ます。)		○	(4) 消防署長等の命令により当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、テーピング等により当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限り、2分の1非課税になります。
(5) その他		○	(5) 消防署長等の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの

(注)

共用部分に表に掲げる非課税施設等がある場合は、「共用部分の計算書」において、それらの施設に係る床面積の全部又は2分の1を控除することになりますので、「非課税明細書」には含めないようにしてください。

なお、共用部分に非課税の適用がある場合の事業所床面積の計算は、次の例によります。

$$(Aの事業所床面積) = A + \frac{1}{2} C \times \frac{A}{A+B}$$

A
C(廊下=1/2非課税)
B

別表2 課税標準の特例対象施設一覧表

(令和6年4月1日現在)

- 控除割合の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々の欄の分数が控除割合を示すものですが、×は適用がないことを表します。
- 免税点の判定は、課税標準の特例控除前で行います。

整理番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		根拠法令
		資	従	
1	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1 — 2	1 — 2	法701の41 ①(1)
2	専修学校又は各種学校(学校法人又は私立学校法人が設置するものを除きます。)において直接教育の用に供する施設	1 — 2	1 — 2	〃 ①(2)
3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの(注1)	3 — 4	×	〃 ①(3)
4	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの(注2)	3 — 4	1 — 2	〃 ①(4)
5	家畜取引法に規定する家畜市場	3 — 4	×	〃 ①(5)
6	国等の補助等を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3 — 4	×	〃 ①(6)
7	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外のもの	3 — 4	×	〃 ①(7)
8	せり売・入札の売買の方法により定期的に又は継続して開場される木材取引のための市場 木材の加工・販売を業とする者がその事業の用に供する木材保管施設	3 — 4	×	〃 ①(8)
9	旅館業法に規定するホテル・旅館営業(風俗関係営業の届出を要するものを除きます。)の用に供する施設のうち、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設(注3)	1 — 2	×	〃 ①(9)
10	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設(旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所)及び船舶役務用施設	1 — 2	1 — 2	〃 ①(10)
11	港湾施設のうち上屋及び営業用倉庫(臨港地区内に所在するもの)	3 — 4	1 — 2	〃 ①(11)
12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばき施設(コンテナフレートステーション)	1 — 2	×	〃 ①(12)
13	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋(臨港地区外に所在するもの)	1 — 2	×	〃 ①(13)
14	営業用倉庫(11及び18のものを除きます。)(注4)	3 — 4	×	〃 ①(14)
15	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの	1 — 2	1 — 2	〃 ①(15)

整理 番号	課 税 標 準 の 特 例 対 象 施 設 等	控 除 割 合		根 拠 法 令
		資	従	
1 6	公共の飛行場に設置される施設のうち格納庫、運航管理施設、航空機の整備施設等	1 — 2	1 — 2	法701の41 ①(16)
1 7	流通業務地区内（横浜市は該当しません。）に設置される荷物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1 — 2	1 — 2	〃 ①(17)
1 8	流通業務地区内に設置される営業用倉庫	3 — 4	1 — 2	〃 ①(18)
1 9	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	1 — 2	1 — 2	〃 ①(19)
2 0	常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に、精神障害者である短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10人以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に、精神障害者である短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上である事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金及び雇用保険法施行規則第118条の3第1項の助成金の支給に係る施設等に限りません。）（注5）	1 — 2	×	〃 ②

地方税法附則による課税標準の特例 (令和6年4月1日現在)

整理番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		適用期限	根拠法令
		資	従		
2 1	沖縄振興特別措置法第7条第1項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第6条第2項第2号に規定する観光地促進形成地域において設置される同法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設のうち令和7年3月31日までに新設された施設	1 — 2	×	(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分	法附則33①
2 2	沖縄振興特別措置法第29条第1項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第28条第2項第2号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設のうち令和7年3月31日までに新設された施設	1 — 2	×	(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分	法附則33②
2 3	沖縄振興特別措置法第35条の2第1項に規定する提出産業イノベーション促進計画において定められた同法35条第2項第2号に規定する産業イノベーション促進地域において設置される同法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業で政令で定めるものの用に供する施設のうち令和7年3月31日までに新設された施設	1 — 2	×	(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分	法附則33③
2 4	沖縄振興特別措置法第42条第1項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設に係る事業所等のうち令和7年3月31日までに新設された施設	1 — 2	×	(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分	法附則33④
2 5	特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設のうち農産加工品の生産の用に供する施設で一定のもの	1 — 4	×	(法人) 令和8年3月31日までに終了する事業年度分まで (個人) 令和7年分まで	法附則33⑤

整理 番号	課税標準の特例対象施設等	控除 割合		適用期限	根拠法令
		資	従		
26	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助を政府より受けたものが行う認可外の事業所内保育施設	3 — 4	3 — 4	(法人) 当該事業を行う者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日の属する事業年度から当該補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで (個人) 当該事業を行う者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなった日の属する年分まで	法附則33⑥

(注1) 整理番号3 事業活動に伴う公害防止施設等

次に掲げる施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。）が該当します。 [令56の53]

(1)	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの
(2)	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの
(3)	大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの
(4)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの
(5)	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設
(6)	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類（同条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）の処理施設で一定のもの

(注2) 整理番号4 産業廃棄物等の処分施設等

次に掲げる施設で事務所以外の施設が該当します。

(1)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
(2)	広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
(3)	浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設
(4)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設

(注3) 整理番号9 ホテル・旅館

ホテル及び旅館営業に係る課税標準の特例対象施設から、風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供される施設が除かれます。

(注4) 整理番号14 営業用倉庫

課税標準の特例の対象となる営業用倉庫は、倉庫業者が国土交通大臣の行う登録を受けたもので、その本来の事業の用に供する倉庫をいいます。

(注5) 整理番号20 心身障害者を多数雇用する事業所等

対象となる事業所等は、次図において(1)及び(2)の要件をいずれも満たす事業所等です。

雇用形態		常時雇用する労働者	
		短時間労働者以外	短時間労働者
被雇用者	身体障害者	①	⑦
	重度身体障害者	②	⑧
	重度知的障害者	③	⑨
	知的障害者	④	⑩
	精神障害者	⑤	⑪
心身障害者以外		⑥	⑫

(1) 10人以上の判定

【平成22年7月1日以後】

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left\{ (\textcircled{7} + \textcircled{10} + \textcircled{11}) \times \frac{1}{2} \right\} \geq 10 \text{人}$$

【平成22年6月30日以前】

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left(\textcircled{11} \times \frac{1}{2} \right) \geq 10 \text{人}$$

(2) 2分の1以上の判定

【平成22年7月1日以後】

$$\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left\{ (\textcircled{7} + \textcircled{10} + \textcircled{11}) \times \frac{1}{2} \right\}}{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \left\{ (\textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11} + \textcircled{12}) \times \frac{1}{2} \right\}} \geq \frac{1}{2}$$

【平成22年6月30日以前】

$$\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left(\textcircled{11} \times \frac{1}{2} \right)}{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6}} \geq \frac{1}{2}$$

別表3 減免対象施設一覧表

- 1 根拠法令の欄の「条規」とは横浜市市税条例施行規則の略であり、条文は算用数字で示し、号は（ ）でくくって表示しています。
 (例) 横浜市市税条例施行規則第21条の8の3第1号…条規21の8の3(1)
- 2 減免額等の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割を示し、各々の欄の数字等が減免額や減免割合を示すものですが、×は適用がないことを示します。
- 3 減免を受けるためには、申告納付期限までに減免申請書(減免を受けようとする理由を明記し、事実を証明する書類を必ず添付)を提出することが必要です。

整理番号	減 免 対 象 施 設	減 免 額 等		根 拠 法 令
		資	従	
1	道路交通法第99条第1項〈指定自動車教習所〉の規定により指定を受けた指定自動車教習所	5 — 10	5 — 10	条規21の8の3 (1)
2	<p>道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(その本来の事業の用に供する自動車の全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除きます。))又は同法第124条に規定する専修学校の主催する旅行(その幼児、児童又は生徒のために行う旅行に限り。))の用に供した者に限り。))が当該事業の用に供する施設で事務所以外のもの</p> <p>◎資産割額及び従業者割額に次の算式によって得た率(少数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率)を乗じて得た額</p> $\frac{\text{当該旅行に係る自動車の走行km数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係る自動車の総走行km数の合計数}} \times \frac{1}{2}$	左記の算式により計算した額	左記の算式により計算した額	〃(2)
3	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	5 — 10	×	〃(3)
4	前記別表2の整理番号15に掲げる施設に係る事業を行う者(市内において250台以下のタクシーの台数を有する者に限り。))が当該事業の用に供するもの	全額	全額	〃(4)

整理 番号	減 免 対 象 施 設	減免額等		根拠法令
		資	従	
5	旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において旧中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸し付けを受けて設置された施設で、前記別表1の整理番号16に掲げる事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同番号16に掲げる施設に相当するもの	全額	全額	条規21の8の3 (5)
6	農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（前記別表1の整理番号12に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除きます。）	全額	全額	” (6)
7	事業を6箇月以上継続して休止（遊休状態のものは除きます。）した事業所用家屋	休止 期間 により 月割 計算 した 額	×	” (7)
8	課税標準の算定期間の末日前において前記別表1の整理番号2から30までに該当し、かつ、当該算定期間の末日現在において当該規定に該当しないこととなった事業所用家屋で当該算定期間において当該規定に該当していた期間の月数の当該算定期間の月数に対する割合（この割合の算定における月数は暦に従って計算し、1箇月に満たない端数を生じたときはこれを1箇月とします。）が10分の8以上であるもの	非課 税期 間に 応じ て月 割計 算し た額	×	” (8)
9	古紙の回収の事業の用に供する施設	5 － 10	×	” (9)

整理 番号	減 免 対 象 施 設	減免額等		根拠法令
		資	従	
1 0	専ら家具の製造又は販売の事業を行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	5 — 1 0	×	〃 (10)
1 1	建築物の清掃及び設備管理の事業の用に供する施設で事務所以外のもの	×	全額	〃 (11)
1 2	綿の製造を行う者及び機械染色整理の事業を行う者で旧中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項<定義>に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管の用に供する施設	5 — 1 0	×	〃 (12)
1 3	前記別表2の整理番号11、13又は14に掲げる施設のうち、倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が当該倉庫又は上屋それぞれについて、3万㎡未満であるもの	全額	全額	〃 (13)
14	災害によって損害を受け、事業の全部又は一部を15日以上継続して休止した事業所用家屋	休止 期間 により 月割 計算 した額	×	〃 (14)